

広島市教育委員会事務
点検・評価報告書

令和5年9月
広島市教育委員会

目 次

I 教育委員会事務点検・評価制度の概要

1 趣旨	1
2 本市教育委員会における実施方法	1

II 点検・評価結果

1 一人一人を大切にす教育の実現に関する事務

(1) 個に応じたきめ細かな質の高い教育の推進に関すること

ア 幼児教育の推進	2
イ 学力向上の推進 [重点取組項目]	6
ウ 体力向上の推進	11
エ 平和教育の推進 [重点取組項目]	14
オ 特別支援教育の充実	18
カ 中山間地・島しょ部の小・中学校における特色ある教育の推進	25
キ 帰国・外国人児童生徒等に係る教育の支援	28
ク 学校施設の整備	30
ケ 学校の情報教育環境整備	34
コ 学校給食の充実	37

(2) いじめ・不登校対策と持続可能な学校教育体制の構築に向けた取組の推進に関すること

ア いじめ・不登校等対策の推進 [重点取組項目]	39
イ 地域とともにある学校づくりの推進 [重点取組項目]	47
ウ 子どもの安全対策の推進	50
エ 学校における働き方改革の推進 [重点取組項目]	55

(3) 次代を担う青少年の育成に関すること

ア キャリア教育の推進	59
-------------	----

(4) 青少年の健全な心身の育成と社会性のかん養に関すること

ア 青少年と電子メディアとの健全な関係づくりの推進	61
イ 暴走族・非行防止対策の総合的な推進	67

2 全ての子どもが健やかに育つための環境づくりに関する事務

(1) 多様で良質な切れ目のない支援に関すること

ア 放課後等の子どもの居場所の確保	70
-------------------	----

(2) 社会的支援の必要性が高い子どもへの支援に関すること

ア 就学援助	75
--------	----

Ⅲ 学識経験者の意見

1 概要	77
2 聴取した意見	77

(参考)

1 教育委員会の活動状況	
(1) 教育委員会議の開催状況	79
(2) その他の主な活動	83
2 教育委員会事務局・教育機関等組織図	84
3 広島市立学校の児童生徒数等	85
4 図表一覧	86

I 教育委員会事務点検・評価制度の概要

1 趣旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条の規定により、教育委員会において、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表することが義務付けられている。

2 本市教育委員会における実施方法

(1) 目的

本市の教育行政の充実に資するとともに、市民への説明責任を果たすことを目的とする。

(2) 対象期間

令和4年度とする。

(3) 点検・評価の構成等

ア 点検・評価の構成

(ア) 事務の目的・概要

(イ) 課題等への対応方針

(ウ) 令和4年度における管理・執行状況

(エ) 管理・執行状況に関する評価、課題及び対応方針

イ 重点取組項目

令和4年度の重点取組項目としては、広島の子どもたちが「心身ともにたくましく思いやりのある人」としてその可能性を最大限に発揮する教育を目指す取組のうち、

(ア) 教育の基本である「確かな学力」の定着につながる取組項目として「学力向上の推進」、

(イ) 「平和を希求する心」につながる本市独自の特色ある取組項目として「平和教育の推進」、

(ウ) 学校における最重要課題の一つであり、子どもの命にも関わる取組項目として「いじめ・不登校等対策の推進」、

(エ) 学校と地域住民等が連携・協働しながら将来のまちづくりの担い手となる子どもたちの育成を図る取組項目として「地域とともにある学校づくりの推進」、

(オ) 教員が子どもとしっかり向き合い、個に応じたきめ細かな指導を行うための取組項目として「学校における働き方改革の推進」

を選定する。

なお、重点取組項目については、項目の先頭に〔重〕を表記している。

(4) 学識経験を有する者の知見の活用

令和5年8月7日（月）、次の教育に関し学識経験を有する者から、点検・評価の方法や内容等について意見を聴取した。

（学識経験者）

- ・ 滝沢 潤 広島大学大学院 人間社会科学研究科 准教授

II 点検・評価結果

1 一人一人を大切に教育の実現に関する事務

(1) 個に応じたきめ細かな質の高い教育の推進に関すること

ア 幼児教育の推進

第1 事務の目的・概要

乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であり、全ての子どもに対して質の高い幼児教育・保育を行うことができるよう、幼児教育・保育の一体的な質の向上を図ることが必要である。このため、令和2年3月に広島市が策定した「広島市幼児教育・保育ビジョン」の考え方等を踏まえ、幼児教育に係る実践研究の推進や乳幼児教育保育支援センターによる取組の充実を図るとともに、将来にわたって持続可能な提供体制の構築に取り組むことにより、本市全体の幼児教育・保育の充実を図る。

第2 課題等への対応方針

1 市立幼稚園における研究推進

引き続き、市立幼稚園教育研究会と連携し、研究や研修会のあり方について検討した上で、教員にとって、より実践的な研修となるよう、指定園・校による公開研究会を開催する。

2 乳幼児教育保育支援センターにおける取組の充実

幼稚園・保育園等の実情に応じた、より効果的な支援が実施できるよう、特別支援を専門とする乳幼児教育保育アドバイザー（以下、この項目において「アドバイザー」という。）の増員に取り組むとともに、引き続き、国・県等が開催する幼児教育・保育関係者を対象とした研修会へ参加することなどにより、アドバイザーの資質・能力の向上を図る。

3 市立幼稚園のあり方の検討

「広島市幼児教育・保育ビジョン実施方針」において、現在市立幼稚園が所在していない区も含め、地域の幼児教育・保育の拠点として各区に設置することとしている公立の認定こども園（以下、この項目において「拠点園」という。）については、こども未来局と連携しながら、幼児教育・保育の内容や施設定員、整備スケジュール等について、具体的な検討を進める。また、引き続き、公開保育の実施など拠点園が担う研修機能等の充実に努める。

市立幼稚園の統廃合については、当面の検討対象とした2園について、関係部局と連携を図りながら、各園に設置されている学校協力者会議の場などを活用し、地域における幼児教育・保育の需給状況といった客観的なデータを示した上で、まちづくりの観点から、地域との協議を進める。また、その他の園についても、入園児数等の状況を見ながらあり方の検討を進める。

第3 令和4年度における管理・執行状況

1 市立幼稚園における研究推進

研究のテーマや視点等について、より社会のニーズに対応したものとなるよう、市立幼稚園教育研究会と連携し、検討を行った。「幼保小連携」では幼児の姿の見取り方、「子育て支援」では人と関わる力が育つための保育の工夫、「特別支援教育」では教師間や保護者、専門機関

との連携、「3歳児保育」では2年保育と3年保育における4歳児の実態の違いを捉えた3歳児への援助に重点を置き、全市立幼稚園において、いずれかの実践研究を行い、研究テーマごとに実践研究発表を行った。

2 乳幼児教育保育支援センターにおける取組の充実

特別支援を専門とする人材を1人増員し、学識経験者、公立の幼稚園及び保育園の元園長、衛生管理、危機管理等の分野に関して専門的な知見を有する者等、計30人をアドバイザーとして委嘱した。市外を含め、派遣依頼のあった全ての幼稚園等に対してアドバイザーを派遣することで、遊びや生活についての助言等や園内研修、保護者向け講演会など、幼稚園等の実情に即した支援を行った（図表1～3）。

また、より効果的な支援となるよう、新任アドバイザーを対象に業務マニュアルや実践事例集を活用した研修を実施したほか、国等が開催する研修会や県との合同研修会に延べ14人のアドバイザーが参加し、資質・能力の向上を図った。

【図表1】アドバイザー派遣回数の推移（単位：施設、回）

区分	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度
施設数	85	132	111	127	143
回数	192	282	234	234	304

※ 平成30年度は、文部科学省の委託事業による幼児教育アドバイザーの派遣回数

【図表2】令和4年度のアドバイザーの施設別派遣回数（単位：施設、回）

区分	幼稚園		保育園		認定 こども園	小学校	小規模保育 事業所等	その他	計
	公立	私立	公立	私立					
施設数	15	4	59	29	10	2	13	11	143
回数	47	12	122	48	12	3	25	35	304

【図表3】令和4年度のアドバイザーによる支援内容（単位：回）

区分	遊びや 生活	特別 支援	幼保小 連携	保護者 支援	健康や 保健	危機 管理	園の 運営	その他	計
回数	172	44	4	44	7	25	6	2	304

3 市立幼稚園のあり方の検討

拠点園については、こども未来局と連携し、幼児教育・保育の内容等について、幼稚園教諭及び保育士から意見を聴取しながら検討を進めた。また、拠点園が担う機能の先導的な取組として、引き続き、拠点園となる予定の市立幼稚園と公立保育園が連携して公開保育を実施し、幼稚園・保育園等の相互理解を深めるとともに、研修機能の充実に努めた。

市立幼稚園の統廃合については、一定規模の集団による教育環境の確保が困難であると見込まれる「4歳児の入園児数が7人以下」となった2園（大町幼稚園及び落合東幼稚園）を検討対象とし、関係部局と連携を図りながら、まちづくりの観点から、地域との協議を進めた。

第4 管理・執行状況に関する評価、課題及び対応方針

1 市立幼稚園における研究推進

(1) 評価

市立幼稚園教育研究会と連携し、研究のテーマや視点等を見直した上で、全市立幼稚園による実践研究を行い、研究の成果を共有することができた。さらに、参加した教員からは、他園の取組を知ることで、自身の保育の見直しや教材研究を行う際の参考となり、自園の取組に生かすことができたという意見があった。

(2) 課題

引き続き、研究のテーマや視点等について、社会のニーズや各幼稚園の実態に対応したものとなるよう、市立幼稚園教育研究会と連携して研究や研修会のあり方について検討し、研究を推進する必要がある。

(3) 対応方針

引き続き、市立幼稚園教育研究会と連携し、研究や研修会のあり方について検討した上で、教員にとって、より実践的な研修となるよう、指定園・校による公開研究会を開催する。

2 乳幼児教育保育支援センターにおける取組の充実

(1) 評価

アドバイザーの派遣施設数及び派遣回数がともに過去最多となり、アドバイザー派遣制度の活用が進んでいる。また、アドバイザーを派遣した幼稚園等へのアンケート調査では、304回の派遣中、302回（99.3%）で「今後もアドバイザーを活用したい」との回答を得ており、幼稚園等の実情に応じた支援が実施できている。

さらに、特別支援を専門とするアドバイザーを増員することで、増加傾向にある派遣ニーズへの対応が可能となるとともに、国等が開催する研修会への参加などにより、アドバイザーの資質・能力の向上につながった。

(2) 課題

増加傾向にある特別支援に係る派遣依頼に対応できるよう、引き続き、アドバイザーによる支援体制の強化を図るとともに、アドバイザーの資質・能力の更なる向上を図る必要がある。

(3) 対応方針

幼稚園等の実情に応じた、より効果的な支援が実施できるよう、特別支援を専門とするアドバイザーの更なる増員に取り組むとともに、引き続き、国等が開催する幼児教育・保育関係者を対象とした研修会へ参加することなどにより、アドバイザーの資質・能力の向上を図る。

3 市立幼稚園のあり方の検討

(1) 評価

拠点園については、その機能を発揮しつつ、これまで培ってきた幼児教育・保育を引き継いでいけるよう、こども未来局と連携し、幼児教育・保育の内容や施設・設備、整備スケジュール等の検討を進め、2園について、開園時期を決定することができた（安佐北区：令和8年度、佐伯区：令和9年度）。また、10園で実施した公開保育には、各地域の59の幼稚園・保育園・小学校等が参加し、意見交流等を通して、資質・能力の向上を図ることができた。

市立幼稚園の統廃合については、検討対象とした2園について、関係部局と連携を図りながら、地域における幼児教育・保育の需給状況といった客観的なデータを示した上で、まちづくりの観点から、地域との協議を進めることができた。

(2) 課題

拠点園については、引き続き、こども未来局と連携しながら、園の設置に向けて、幼児教育・保育の内容や施設・設備、整備スケジュール等について、検討を進める必要がある。また、施設の整備前においても、拠点園となる予定の市立幼稚園と公立保育園が連携して、拠点園が担う研修機能等の充実に努める必要がある。

市立幼稚園の統廃合については、検討対象とした2園について、まちづくりの観点から、地域との協議を着実に進める必要がある。また、その他の園についても、入園児数等の状況を見ながら、引き続きあり方の検討を進める必要がある。

(3) 対応方針

拠点園については、こども未来局と連携しながら、幼児教育・保育の内容や施設・設備、整備スケジュール等について、具体的な検討を進める。また、引き続き、公開保育の実施など拠点園が担う研修機能等の充実に努める。

市立幼稚園の統廃合については、検討対象とした2園について、引き続き、関係部局と連携を図りながら、まちづくりの観点から、地域との協議を進める。また、新たに検討対象とする園を選定し、地域との関わりの度合などを踏まえながら、まちづくりの観点から、地域との協議を進める。

第1 事務の目的・概要

児童生徒が確かな学力を身に付けることができるよう、小学校1年生から小学校4年生までの前期4年間を「学びの基礎づくりと基礎の徹底」の時期と位置付け、基礎的な知識・技能の定着を図るとともに、小学校5年生から中学校3年生までの後期5年間を「思考力・判断力・表現力の向上と発展」の時期と位置付け、小・中学校の連携・接続の充実、「ひろしま学びの時間」※の内容や学び方（情報を取り出す、思考・判断する、表現する）を生かした授業等の実施、小学校の英語専科指導教員配置校及び中学校ALT配置校の拡大による英語教育の充実に取り組む。

※ 言語・数理運用科の教材や学び方を生かす時間

第2 課題等への対応方針

1 基礎的な知識・技能の定着（小・中学校の連携・接続の充実）

全国学力・学習状況調査の結果を基に、基礎学力に課題のある小・中学校を「個別最適な学び重点指定校」として指定し、年間を通して指導主事が訪問し授業改善について指導する。研究の成果については、各学校において取組の参考とするため、公開研究会や校長会等において、効果的な指導方法等についての資料を提供する。また、各中学校区で児童生徒の学力に係る課題を共有し、各学校において課題解決に向けた取組を推進する。

2 「ひろしま学びの時間」の内容や学び方を生かした授業等の実施

各学校が、児童生徒や地域の実態に応じて総合的な学習の時間の目標や内容を適切に設定するとともに、「ひろしま学びの時間」の内容や学び方を生かして、児童生徒が探究的な学習の進め方を学んだり、学習を深めたりすることができるよう、指導主事の学校訪問等で指導計画を基に、問題解決的な学習活動が発展的に繰り返されているか等について指導助言を行う。

3 英語教育の充実

(1) 英語教育研究指定校の取組

児童生徒の言語や文化に対する理解を深め、聞くことや話すことを中心としたコミュニケーション能力を育成するため、英語教育研究指定校において、ALTとのチームティーチング授業モデルの作成、E-Campの実施、eラーニング等タブレット端末の活用等、先進的な取組を行い、その成果を全学校へ普及する。

(2) 小学校英語専科指導教員配置校の拡大

英語専科指導教員配置校の成果を踏まえ、令和4年度は英語専科指導教員を全市立小学校に配置するとともに、引き続き研修会を開催する。

(3) 中学校英語指導助手（ALT）配置校の拡大

生きた英語に触れる機会を通して、英語によるコミュニケーション能力を育成するため、令和4年度は英語指導助手（ALT）を全市立中学校に配置するとともに、英語教育研究指定校におけるALTの効果的な活用方法について校長会等で周知する。

第3 令和4年度における管理・執行状況

1 基礎的な知識・技能の定着（小・中学校の連携・接続の充実）

令和4年度実施の全国学力・学習状況調査の結果（図表4、5）、小学校における平均正答率は、全国平均をやや上回っており、中学校における平均正答率は、全国平均とほぼ同等である。また、正答率が30%未満の小学校児童の割合は全国平均をやや下回っており、中学校生徒の割合は全国平均とほぼ同等である。こうした中、正答率30%未満の児童生徒の割合が高い小学校5校、中学校3校を個別最適な学び重点指定校に指定し、算数科・数学科を中心に、少人数指導やティームティーチングによる指導方法の工夫や放課後学習等を行い、その成果を周知するため、公開研究会を実施するとともに、各学校において取組の参考となるよう、指定校の実践資料等の情報を提供した。

【図表4】令和4年度全国学力・学習状況調査における各教科の平均正答率

（単位：％）

	国語	算数・数学	理科
小学校	67 (65.6)	65 (63.2)	66 (63.3)
中学校	69 (69.0)	51 (51.4)	49 (49.3)

※（ ）内は全国

※平成29年度以降の市、県の平均正答率は整数で公表されている。

【図表5】全国学力・学習状況調査における正答率30%未満の児童生徒の割合

（単位：％）

	国語	算数・数学	理科
小学校	9.1 (10.2)	7.3 (8.9)	9.7 (11.9)
中学校	6.7 (6.7)	26.9 (26.0)	20.3 (19.9)

※（ ）内は全国

また、基礎的な知識・技能の定着を図るため、全ての中学校区に設置している小・中連携教育研究会において、各小・中学校が分析した結果を持ち寄り、成果と課題を共有した上で研究テーマを決定し、それに基づいた授業研究を実施した。

2 「ひろしま学びの時間」の内容や学び方を生かした授業等の実施

各学校が、児童生徒や地域の実態に応じて総合的な学習の時間の目標や内容を適切に設定しているか、「ひろしま学びの時間」の内容や学び方を生かしているか、問題解決的な学習活動が発展的に繰り返されているか等について、指導主事の学校訪問等で指導計画を基に指導助言を行った。また、好事例を収集し、それを基に学校訪問等で各学校に指導助言を行った。

3 英語教育の充実

(1) 英語教育研究指定校の取組

英語教育特別研究校（大塚中学校区）を指定し、先行的に取組を進めた広島中等教育学校が開発した英語教育プログラムに取り組み、引き続き効果検証を行った。また、英語教育実践研究校（伴中学校区・仁保中学校区・矢野中学校区・早稲田中学校区）を指定し、英語教育特別研究校においてこれまで成果のあった取組を実践し、その成果を周知するため公開

研究会を実施した。

(2) 小学校英語専科指導教員配置校の拡大

英語専科指導教員の配置校を計画に沿って 108 校から 141 校（全市立小学校）に増やした。また、英語専科指導教員の授業力向上に向けた研修会を開催した。

(3) 中学校英語指導助手（ALT）配置校の拡大

英語指導助手（ALT）の配置校を 52 校から 63 校（全市立中学校）に増やした。

第 4 管理・執行状況に関する評価、課題及び対応方針

1 基礎的な知識・技能の定着（小・中学校の連携・接続の充実）

(1) 評価

個別最適な学び重点指定校において、標準学力調査を活用し、取組の成果を検証した結果、全ての指定校において、全国の平均正答率を上回ったり、正答率 30%未満の児童の割合が減少したりする等、学力の定着状況に改善が見られた。また、指定校が実践研究を進める中で効果のあった取組として、1 単位時間（小学校は 45 分、中学校は 50 分）の授業の進め方を示した授業モデルや、児童が学習計画を立てて実施する補充学習、生徒が毎時間の学習を記録できる振り返りシートの活用等が挙げられ、それらを各学校の授業改善に生かせるように、公開研究会や校長対象の研修会において紹介したり、成果をまとめた資料を提供したりするなどにより、年間を通して複数回周知・普及することができた。

小・中合同研究会においては、新型コロナウイルス感染症の影響により計画どおりに授業参観等を進めることができなかった学校もあったが、オンライン等で授業観察・協議会を行い、授業におけるタブレット端末の効果的な活用等について、各学校の取組を共有することができた。

(2) 課題

依然として正答率 30%未満の児童生徒が一定数いるため、引き続き各中学校区において、学力向上のための取組について継続的な研究を行うとともに、基礎学力に課題のある学校を研究指定校として指定し、より実効性のある指導方法等について研究を行う必要がある。

(3) 対応方針

全国学力・学習状況調査の結果を基に、基礎学力に課題のある小・中学校を「学力向上重点指定校」として指定し、年間を通して指導主事が訪問し授業改善について指導する。研究の成果については、各学校において授業改善の参考とすることができるよう、公開研究会や校長会等において、効果的な指導方法等についての資料を、年間を通して複数回提供する。

また、引き続き、各中学校区で児童生徒の学力に係る課題を共有し、各学校において課題解決に向けた取組を推進する。

2 「ひろしま学びの時間」の内容や学び方を生かした授業等の実施

(1) 評価

各学校が、指導主事の助言等を参考に、指導計画を見直したことにより、児童生徒や地域の実態に応じた総合的な学習の時間の目標や内容を設定することができた。また、「ひろしま学びの時間」の内容や学び方が、総合的な学習の時間の学習に生かされるとともに、問題解決的な学習活動が発展的に繰り返されたものとなっている学校が増えた。

(2) 課題

総合的な学習の時間において、「ひろしま学びの時間」の内容や学び方を生かした学習活動が発展的に繰り返されていない学校もある。また、今後は、児童生徒が自分で課題を設定し、情報を集め、整理・分析し、まとめ・表現する、探究的な学びを更に充実させる必要がある。

(3) 対応方針

各学校の総合的な学習の時間における探究的な学びが充実するよう、特色ある教育実践研究校における研究成果を全学校に周知する。また、指導主事の学校訪問等の際に、「ひろしま学びの時間」の内容や学び方を生かした学習活動が発展的に繰り返されているか等について引き続き指導助言を行う。

3 英語教育の充実

(1) 評価

ア 英語教育研究指定校の取組

英語教育研究指定校において、英語授業の改善や英語を使う場の創出、校種間連携の推進を図るために取り組んだ、即興的に話す活動の設定、ALTによる放課後学習、中学校教員による小学校への出前授業の実施等の成果を、インタビューテストにより検証した結果、平均正答率が指定校全学校（中学校5校）で上昇した。こうした取組の成果を、公開研究会で発表することができた。

イ 小学校英語専科指導教員配置校の拡大

英語専科指導教員107人を複数校に兼務させるなど工夫し、141校（全市立小学校）に配置することができた。更なる指導の充実を図るため学習指導要領に対応した研修会を2回（新規採用者は3回）開催した。

ウ 中学校英語指導助手（ALT）配置校の拡大

英語指導助手（ALT）を令和3年度に比べ11校増やし、63校（全市立中学校）に配置することができた。

(2) 課題

ア 英語教育研究指定校の取組

英語教育研究校において、英語によるコミュニケーション能力の育成のための効果的な取組を行い、その成果を広く全学校に普及する必要がある。

イ 小学校英語専科指導教員の指導力向上

英語専科指導教員の指導力の更なる向上を図る必要がある。

ウ 中学校英語指導助手（ALT）の効果的な活用

英語教育研究指定校におけるALTの効果的な活用方法について周知していく必要がある。また、小学校段階から、生きた英語に触れる機会を通して、英語によるコミュニケーション能力を育成することができるよう、ALTを小学校においても積極的に活用していく必要がある。

(3) 対応方針

ア 英語教育研究指定校の取組

児童生徒の言語や文化に対する理解を深め、聞くことや話すことを中心としたコミュニケーション能力を育成するため、英語教育研究指定校において、ALTとのチームティ

ーチング授業モデルの作成、E-Camp の実施、学習者用デジタル教科書等タブレット端末の活用等、先進的な取組を行い、その成果を全学校へ普及する。

イ 小学校英語専科指導教員の指導力向上

英語専科指導教員を対象に、引き続き研修会を2回（新規採用者は3回）開催する。

ウ 中学校英語指導助手（ALT）の効果的な活用

生きた英語に触れる機会を通して、英語によるコミュニケーション能力を育成するため、令和5年度も引き続き英語指導助手（ALT）を全市立中学校に配置するとともに、その効果の検証を行う。さらに、英語教育研究指定校におけるALTの効果的な活用方法について英語担当教員を対象に研修会を開催するとともに、小学校において、授業以外で児童がALTと話す機会を設ける等、ALTの積極的な活用を行う。

なお、教育の基本である「確かな学力」の定着につながる取組項目として、「学力向上の推進」を、令和5年度の重点取組項目とする。

第1 事務の目的・概要

体育科・保健体育科の授業等における体力向上に資する取組の効果を検証し、その成果を普及することで、児童生徒の基礎的・基本的な体力、運動能力を向上させ、生涯にわたって運動に親しむ習慣や意欲を育む。

第2 課題等への対応方針

体力向上推進校において、全国体力・運動能力、運動習慣等調査（以下、「全国体力調査」という。）のうち、実技調査及び1週間の総運動時間に関する調査結果の分析を踏まえた授業改善及び運動習慣の定着に向けた取組を行い、その成果を公開研究会により全学校に周知する。また、各学校の体力向上担当教諭を対象に、本市の児童生徒の体力の現状と課題及び体力向上担当教諭の役割について説明するとともに、各学校の課題分析に基づいた実効性のある授業改善や運動習慣の定着を促すため、実技研修等を取り入れた研修会を開催する。さらに、「体力アップハンドブック」「家庭でもできる手軽な運動事例集」とともに、新たに作成した「体力アップ運動事例集」の活用を促す。

第3 令和4年度における管理・執行状況

全国体力調査における実技調査の結果（図表6）から、全国的に体力合計点は低下しており、本市においても同様の結果であるが、全身持久力（20m シャトルラン、持久走）の数値が全国平均値を大きく下回っている。また、体力合計点と関連を示した質問紙項目の結果（図表7）から、「1週間の総運動時間が420分以上の児童生徒の割合」は、小学校において全国平均値をやや上回り、中学校において全国平均値を下回っており、「1週間の総運動時間60分未満の児童生徒の割合」は、小学校、中学校ともに全国平均値を下回っている。さらに、「スクリーンタイムが2時間未満の児童生徒の割合」は、小学校では全国平均値とほぼ同等であるが、中学校では全国平均値を下回っている。

体力向上推進校において、全国体力調査結果の分析を踏まえた授業改善及び運動習慣の定着に向けた取組を行い、その成果を公開研究会及び教育委員会主催の研修会により、全学校に周知した。また、5、6、12月に研修会を開催し、各学校の体力向上担当教諭を対象に、本市の児童生徒の体力の現状と課題及び体力向上担当教諭の役割について説明するとともに、各学校の課題分析に基づいた実効性のある授業改善や運動習慣の定着を促した。さらに、新たに作成した「体力アップ運動事例集」について、オンラインによる研修会で周知し、活用を促した。

【図表6】令和4年度「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」実技調査の結果

	体力合計点 ※ ()内は令和3年度			
対象	小5男子	小5女子	中2男子	中2女子
全国	52.3 (52.5)	54.3 (54.7)	41.0 (41.1)	47.4 (48.4)
広島市	51.9 (52.4)	53.5 (54.3)	40.9 (41.2)	46.9 (49.1)

体力要素	筋力				筋力・筋持久力				柔軟性			
種目	握力 (kg)				上体起こし (回)				長座体前屈 (cm)			
対象	小5男子	小5女子	中2男子	中2女子	小5男子	小5女子	中2男子	中2女子	小5男子	小5女子	中2男子	中2女子
全国	16.2	16.1	29.0	23.2	18.9	18.0	25.7	21.7	33.8	38.2	43.9	46.1
広島市	15.7	15.6	28.6	22.6	18.5	17.7	25.9	21.9	33.2	37.7	43.1	45.7
体力要素	敏しょう性				全身持久力							
種目	反復横跳び (点)				20mシャトルラン (折り返し数)				持久走 (秒)			
対象	小5男子	小5女子	中2男子	中2女子	小5男子	小5女子	中2男子	中2女子	小5男子	小5女子	中2男子	中2女子
全国	40.4	38.7	51.1	45.8	45.9	37.0	78.1	51.6			409.8	302.9
広島市	39.4	37.7	51.3	45.6	43.5	33.4	75.8	48.9			413.3	314.6

体力要素	スピード				瞬発力				巧ち性・瞬発力			
種目	50m走 (秒)				立ち幅跳び (cm)				(小) ソフトボール投げ (m) (中) ハンドボール投げ (m)			
対象	小5男子	小5女子	中2男子	中2女子	小5男子	小5女子	中2男子	中2女子	小5男子	小5女子	中2男子	中2女子
全国	9.5	9.7	8.1	9.0	150.9	144.6	196.9	167.0	20.3	13.2	20.3	12.5
広島市	9.5	9.7	7.9	8.8	150.3	143.7	194.8	165.1	22.4	13.7	20.7	12.8

【図表7】令和4年度「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」のうち体力合計点と関連を示した質問紙項目の結果 (単位：%)

項目		対象	全国	広島市
学校の体育、保健体育の授業以外で、1日にどのくらいの時間運動していますか。	1週間の総運動時間 420分以上 ※ ()内は1週間の 総運動時間60分未 満	小5男子	50.1 (8.8)	53.1 (8.0)
		小5女子	29.2 (14.6)	32.7 (12.9)
		中2男子	78.1 (7.8)	74.6 (7.7)
		中2女子	57.7 (17.9)	52.6 (16.9)
学習以外で1日にどのくらいの時間、テレビやDVD、ゲーム機、スマートフォン、パソコンなどの画面を見ているか。	スクリーンタイム 2時間未満	小5男子	38.3	38.2
		小5女子	46.0	46.6
		中2男子	27.1	22.8
		中2女子	29.7	25.0

第4 管理・執行状況に関する評価、課題及び対応方針

1 評価

体力向上推進校（2校）において、課題となっている全身持久力の向上に重点を置いた、体育の授業の準備運動にリズム縄跳びを取り入れる取組（小学校）や家庭におけるトレーニングメニューの作成と実践といった取組（中学校）を行い、事後調査を実施した結果、年度当初に実施した実技調査の平均値を上回った。こうした取組の成果について、公開研究会で授業公開するとともに、研修会で実践発表を行ったことで、授業改善や運動習慣の定着に向けた取組を周知することができた。また、運動習慣の定着に向け、授業改善と運動習慣の定着を一体的に進めるために作成した、「体力アップ運動事例集」をオンラインによる研修会において全学校に周知した。

2 課題

授業改善については、全国体力調査結果（学校質問紙）から、調査結果を踏まえた授業等の工夫・改善の実施を「行った（行う予定である）」と回答した学校が、小学校で90.9%、中学校で80.0%となっており、一定数の学校で、授業改善の取組が実施できていない実態が明らかになった。また、令和3年度に中止した教育委員会主催の研修会や指定校による公開研究会を再開したが、引き続き、調査結果を踏まえた授業等の工夫・改善について周知し、全市立小・中学校での実施につなげていく必要がある。

運動習慣の定着については、各学校における体育・保健体育の授業以外での体力向上を図る取組の実施率が令和3年度の調査結果から上昇（小学校：73.8%から83.5%、中学校：20.0%から43.5%）したものの、新型コロナウイルス感染症流行前の平成31年度調査の割合（小学校：97.7%、中学校：33.3%）と比較すると、小学校では以前の水準に達しておらず、中学校では上昇傾向が見られるものの、取組を実施しているのは半数以下の学校であり、体力向上推進校の事例を基に取組を促す必要がある。

3 対応方針

各学校の体力の課題に応じた授業改善の取組が推進されるよう、体力向上推進校の効果のあった取組を基に、体力向上担当教諭を対象に、自校の課題となる体力要素の分析及び体力の課題ごとに準備運動が示された「体力アップ運動事例集」に記載された取組の実施方法に関する実技研修会を行い、全学校に普及する。

運動習慣の定着が図られるよう、「体力アップ運動事例集」や「体力アップハンドブック」、「家庭でもできる手軽な運動事例集」の活用方法に加え、中学校の体力向上推進校で成果のあった家庭と連携した取組（家庭におけるトレーニングメニューの作成と実践）について、研修会を通じて全学校に普及する。また、体力向上推進校において、毎月、生活リズムカレンダー実施週間を設定したり10オフ運動を実施したりするなど、生活習慣の改善に視点を当てた取組を行い、成果を検証する。

第1 事務の目的・概要

児童生徒の発達段階に即した平和教育プログラムによる学習を推進するとともに、被爆体験者から直接話を聴く会や、平和を考える集い等の開催などのヒロシマの被爆体験を原点とする学習を進め、平和教育の充実を図る。

第2 課題等への対応方針

1 平和教育プログラムの推進

平和教育推進校での試行授業を踏まえ、「平和教育プログラム改訂会議」において、学習展開等の指導内容の詳細について確認し、指導資料の改訂案を作成する。

2 被爆体験を聴く会等の開催

被爆体験の確かな継承のため、被爆体験者の証言を映像記録として保存する取組を計画的に進めるとともに、引き続き、市内外の学校等へ映像記録の活用について周知する。

3 平和を考える集い等の開催

各学校における平和を考える集い等について、年度当初に、教育委員会 LAN システムの書庫に好事例を掲載し、全学校に周知することにより、児童生徒が主体となった特色ある取組となるよう促す。

4 こどもピースサミットの実施

こどもピースサミットについては、本市の6年生児童の取組として定着した有意義な取組であることから、引き続き、継承・発信の場となるよう、平和の意見発表会の実施内容等を工夫する。

5 中学生による「伝える HIROSHIMA プロジェクト」の実施

校長会を通して、活動内容や参加したメッセンジャーの感想等、生徒の充実した活動の様子を各学校に周知し、参加校数が増加するよう学校に働きかける。

第3 令和4年度における管理・執行状況

1 平和教育プログラムの推進

作成した改訂素案に基づいて、平和教育推進校での試行授業を実施した後、「平和教育プログラム改訂会議」において、学習展開等の指導内容の詳細について確認し、指導資料の改訂案を作成した。その後、「ひろしま平和ノート」及び指導資料を含めた平和教育プログラム全体の改訂を終了した。

2 被爆体験を聴く会等の開催

138園・校において、被爆体験者等の話を聴く機会をつくった(図表8)。また、被爆体験者2人の映像記録をDVD化し、合計30人分となった。さらに、平和を考える集い等での映像記録の活用について校長会及びホームページで周知するとともに、関係部局と連携して行う修学旅行誘致事業において活用事例を含め紹介した。

【図表 8】被爆体験を聴く会等の実施状況

平成 30 年度	平成 31 年度 (令和元年度)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
146 園・校	132 園・校	78 園・校	133 園・校	138 園・校

3 平和を考える集い等の開催

平和記念日の意義について指導する平和を考える集い等を全市立小・中学校で開催した。なお、8月6日に平和を考える集い等を開催した学校は、小学校130校、中学校52校、8月6日以外で平和を考える集い等を開催した学校は、小学校11校、中学校12校（広島中等教育学校を含む。）であった。

4 こどもピースサミットの実施

平和についての意見文は、市立小学校140校、国立小学校1校、私立小学校1校から合計11,012人の応募があった（図表9）。応募者から意見発表会に出場する20人を選考し、子ども代表2人を選出した。また、選考された20人の児童が参加する「平和への誓い検討会議」を実施し、平和に対する考えや思いを出し合い「平和への誓い」の原案を作成した。

【図表 9】こどもピースサミット「平和の歌声・意見発表会」作文応募者数及び参加者数

区 分	平成 30 年度	平成 31 年度 (令和元年度)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
作文応募者数 (学校数)	10,877 人 (144 校)	10,916 人 (145 校)	10,895 人 (141 校)	10,974 人 (142 校)	11,012 人 (142 校)

5 中学生による「伝える HIROSHIMA プロジェクト」の実施

新型コロナウイルス感染症の影響によりプロジェクトの実施が不確定ではあったが、校長会や研究指定校と連携を図り、平和メッセージは31校、1,153点の応募となった（図表10）。

【図表 10】平和メッセージ応募校数及び応募点数（中学校及び広島中等教育学校）

区 分	平成 30 年度	平成 31 年度 (令和元年度)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
応募校数	34 校	27 校	22 校	30 校	31 校
応募点数	1,630 点	1,674 点	1,653 点	1,762 点	1,153 点

第 4 管理・執行状況に関する評価、課題及び対応方針

1 平和教育プログラムの推進

(1) 評価

平和教育推進校での試行授業を実施した後、「平和教育プログラム改訂会議」での確認を経て、指導資料の改訂案を作成し、令和5年3月末に、指導資料を含めた平和教育プログラム全体を改訂することができた。

(2) 課題

改訂した「ひろしま平和ノート」を活用した授業を公開し、指導内容や参考資料等について各学校に周知する必要がある。また、平和教育プログラムを基軸とした各学校の特色を生かした平和教育を推進するよう促していく。

(3) 対応方針

平和教育推進校において、改訂した「ひろしま平和ノート」を活用した授業を公開し、指導内容や参考資料等について各学校に周知する。また、平和教育推進校の特色を生かした平和教育の取組についても各学校に周知する。

2 被爆体験を聴く会等の開催

(1) 評価

被爆体験を聴く会については、新型コロナウイルス感染症の影響により制約がある中、被爆体験の確かな継承のため、幼児児童生徒が直接、被爆体験者の話を聴くことができるよう日程や方法を工夫することにより 138 園・校で開催することができた。

また、被爆体験者の証言記録（平和教育アーカイブス）については、計画どおり、学校や平和文化センターから情報提供された中から 2 人を選定し、映像記録として DVD 化することができた。さらに、映像記録の活用について、校長会及びホームページで周知するとともに、修学旅行誘致事業において活用事例を含め紹介することができた。

(2) 課題

被爆者の高齢化等により、被爆体験を聴く会の講師の確保が次第に難しくなっていることを踏まえ、被爆体験者の証言を映像として保存する取組を進めるとともに、これまでの映像記録の活用について検討する必要がある。

(3) 対応方針

被爆体験の確かな継承のため、被爆体験者の証言を映像記録として保存する取組を計画的に進める。また、引き続き、市内外の学校等へ映像記録の活用について周知するとともに、これまでの映像記録の更なる活用について検討する。

3 平和を考える集い等の開催

(1) 評価

8 月 6 日または学校等が設定した日に開催した平和について考える集い等において、児童生徒が全校集会等で学習した内容を発表したり、地域や PTA と連携したりするなど特色ある取組を好事例として教育委員会 LAN システムを活用して学校が閲覧できるようにして、全学校に周知した。

(2) 課題

引き続き、各学校等の実態に応じて、児童生徒が主体となった特色ある取組を増やしていく必要がある。

(3) 対応方針

各学校における平和を考える集い等について、年度当初に、教育委員会 LAN システムの書庫に好事例を掲載し学校に周知するとともに、校長会や研修会等において児童生徒が主体となった特色ある取組とするよう促す。

4 こどもピースサミットの実施

(1) 評価

各学校が、年間指導計画に平和教育プログラムを位置付け、「ひろしま平和ノート」を活用して平和の作文に取り組むことが定着していることから、例年どおり多くの学校からの参加があった。また、「こどもピースサミット 平和の意見発表会」において、被爆体験伝承者研修生の講話を聴き、意見交流を行う場を設定したことにより、児童が、継承と発信の

大切さについて考える機会とすることができた。

(2) 課題

8月6日の「平和への誓い」につながる有意義な取組であることから、確実な継承と主体的な発信につながるよう、今後も引き続き実施する必要がある。

(3) 対応方針

こどもピースサミットについては、本市の6年生児童の取組として定着した有意義な取組であることから、今後も引き続き、継承・発信の場となるよう、被爆体験伝承者研修生等の講話を聴くなど、平和の意見発表会の実施内容等を工夫する。

5 中学生による「伝える HIROSHIMA プロジェクト」の実施

(1) 評価

参加校数が令和3年度の30校から31校に増加したが、応募点数は令和3年度の1,762点から1,153点に減少した。

選出された40人のメッセンジャーは、被爆体験伝承者や、英語指導助手（ALT）等を講師とした研修を受講するとともに、ウクライナ現地学生とオンラインで交流したり、広島市内の留学生と交流したりする活動を通して作成した平和メッセージを、平和記念公園を訪れた海外の人々や、平和記念式典に参列するために訪れた37の国と地域の50人の駐日大使等へ発信し、平和への意識の高揚や英語力の向上を図ることができた。

また、活動内容をまとめた平和メッセージ集では、メッセンジャーの感想や今後の平和に関する取組についての抱負等を掲載することができた。

(2) 課題

参加校数は増加したが、応募点数は大きく減少したため、全市的な平和教育の充実のために、更に参加校数及び応募点数を増やす取組を検討する必要がある。

(3) 対応方針

改訂した「ひろしま平和ノート」には、平和メッセージを作成する学習活動を新たに掲載した。この「ひろしま平和ノート」や、平和メッセージ集を活用した本事業の取組を校長会や研修会等を通して、各学校に促していく。

なお、「平和を希求する心」につながる本市独自の特色ある取組項目として、「平和教育の推進」を、令和5年度の重点取組項目とする。

第1 事務の目的・概要

障害のある幼児児童生徒（以下、この項目において「児童生徒等」という。）の自立や社会参加に向け、一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援の充実を図る。

また、障害の有無やその他個々の違いを認識しつつ様々な人々がいきいきと活躍できる共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育の充実を図る。

第2 課題等への対応方針

1 広島特別支援学校の教育の充実

(1) 教育内容の充実

将来の自立や社会参加に必要な知識や技能等を身に付けさせるため、全教員で統一したテーマを定めて授業づくり等に取り組み、知的障害のある児童生徒の学習上の特性等を踏まえた指導の充実を図る。また、実際的な社会経験の不足を補い、卒業後の社会的・職業的な自立に資するため、体験的学習や職場実習、特別支援学校技能検定等を計画的に実施する。

(2) ICTの利活用の推進

児童生徒の主体的な活動等を支援するため、児童生徒のタブレット端末に、必要なアプリを個別にインストールすることを検討し、可能なものから順次実施する。また、教員が既にインストールされているアプリを有効に活用できるよう、講師等による研修会等を開催する。

2 小・中学校の特別支援学級における指導の充実

(1) 特別支援学級指導員等の配置

特別支援学級指導員及び学習サポーターについて必要な人員を確保し、児童生徒の実態に応じて適切に配置する。

(2) ICTの利活用の推進

児童生徒の主体的な活動等を支援するため、児童生徒のタブレット端末に、必要なアプリを個別にインストールすることを検討し、可能なものから順次実施する。また、教員が既にインストールされているアプリを有効に活用できるよう、講師等による研修会等を開催する。

3 学習サポーター・特別支援教育アシスタント事業

有償ボランティアから会計年度任用職員に移行することにより、学習サポーター・特別支援教育アシスタントが校長等の指示のもとで支援を行うことができるようにする。

4 通級による指導の充実

中学校通級指導教室について、増設も含め今後の対応について検討を行う。広島みらい創生高等学校では、引き続き、通級による指導の仕組みや内容についての研修等を行い、指導が効果的な生徒を見極める教職員の力を育成する。また、その他の市立高等学校においても、通級指導の必要な生徒の有無等について実態把握を行う。

5 巡回相談指導等の実施

幼稚園・学校が児童生徒等の実態に応じた適切な指導・支援を行うことができるようにするため、引き続き、校長会や特別支援教育コーディネーター研修等において、助言を踏まえた校

内での情報共有の在り方や、支援の見直し等について周知し、適切な指導・支援につなぐ。

6 インクルーシブ教育の推進

インクルーシブ教育実践研究校において、合理的配慮を踏まえた授業づくりや適切な評価、特別支援学級における個に応じた授業づくり等について研究を行い、研究会の開催等を通して全市に研究成果を普及する。

7 医療的ケアの充実

看護師が安心して勤務するとともに、医療的ケアが必要な児童生徒（以下、「医療的ケア児」という。）に対して安全な医療的ケアが実施できるよう、教育委員会事務局に指導的立場の看護師を配置して、各学校に配置した看護師への助言等を行う。また、処遇改善を含めた看護師の安定的な確保の方法について、引き続き、関係部局と協議・検討を行う。

第3 令和4年度における管理・執行状況

1 広島特別支援学校の教育の充実

(1) 教育内容の充実

将来の自立や社会参加に向け、「正確な実態把握」を全校での研究テーマとし、全教員が授業づくり等に取り組んだ。また、清掃作業等の校内実習、職場見学、職場体験実習、特別支援学校技能検定等を計画的に行った。

(2) ICTの利活用の推進

児童生徒の端末に、必要なアプリを個別にインストールすることについて検討した。また、教員を対象として、既にインストールされているアプリの有効活用について、講師等による研修会を障害種別ごとに開催した。

2 小・中学校の特別支援学級における指導の充実

(1) 特別支援学級指導員等の配置

学習面や生活面における介助度が高い児童生徒の学級に特別支援学級指導員（小学校 226人、中学校 74人、計 300人）を配置するとともに、軽度の障害のある児童生徒については学習サポーターを配置し、学習支援等を行った（図表 11、12）。

【図表 11】特別支援学級指導員の人数の推移（単位：人）

区分	平成 30 年度	平成 31 年度 (令和元年度)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
小学校	262	263	248	225	226
中学校	88	83	80	74	74
合計	350	346	328	299	300

【図表 12】学習サポーター・特別支援教育アシスタント活用人数の推移（単位：人役）

区分	平成 30 年度	平成 31 年度 (令和元年度)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
〔肢体不自由〕 特別支援教育アシスタント	57	53	49	46	54
〔発達障害〕 学習サポーター（平成 31 年 度（令和元年度）までは特別 支援教育アシスタント）	388	393	496	568	580
合計	445	446	545	614	634

(2) ICT の利活用の推進

児童生徒の端末に必要なアプリを個別にインストールすることについて検討した。また、教員を対象として、既にインストールされているアプリの有効活用について、講師等による研修会を障害種別ごとに開催した。

3 学習サポーター・特別支援教育アシスタント事業

これまで有償ボランティアとしていた、通常の学級に在籍する肢体不自由児を対象とした特別支援教育アシスタントと、障害の有無にかかわらず学習支援を必要とする児童生徒等を対象とした学習サポーターを、会計年度任用職員に移行した上で適切に配置し、特別支援学級と通常の学級において学習支援等を行った（図表 12）。

4 通級による指導の充実

小学校では 338 人に対し 15 校 31 教室で、中学校では 40 人に対し 3 校 3 教室で、高等学校では 13 人に対して 1 校 1 教室で通級による指導を行った。中学校については、通級による指導を受けている生徒数や居住区等を調査し、増設が必要なエリア等の検討を行った。また、高等学校では、設置校において、通級による指導についての研修会及び巡回相談指導を活用した校内研修会を開催するとともに、全市立高等学校において特別な指導が必要な生徒についての調査を実施した（図表 13）。

【図表 13】通級による指導を受けている児童生徒数の推移（単位：人）

区分	平成 30 年度	平成 31 年度 (令和元年度)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
小学校	357	336	347	347	338
中学校	34	36	40	42	40
高等学校	—	—	10	11	13
合計	391	372	397	400	391

5 巡回相談指導等の実施

巡回相談指導を活用した好事例や巡回相談指導の効果的な活用の在り方等について、校長会や特別支援教育コーディネーター等において、周知した（図表 14）。

【図表 14】巡回相談指導の実施状況の推移

区分	平成 30 年度	平成 31 年度 (令和元年度)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
実施園・校数	125 園・校	126 園・校	120 園・校	80 園・校	113 園・校
実施回数	251 回	252 回	226 回	125 回	168 回

6 インクルーシブ教育の推進

特別支援教育に係るモデル的な取組を行っている小学校 2 校、中学校 2 校を実践研究校に指定し、特別支援教育の視点からの学校体制づくりや特別支援学級の授業づくり等について実践研究を行うとともに、公開研究会等を開催した。また、合理的配慮を踏まえた授業づくり等に関して、小学校 9 校、中学校 7 校において実践研究を行った。

これらの実践研究校に配置している専任の特別支援教育コーディネーターを対象とした事例研究会を開催した。

7 医療的ケアの充実

医療的ケア児の在籍する学校に必要な看護師を配置するとともに、教育委員会事務局内に看護師を配置し、医療的ケア児の主治医等との連携や各校に配置した看護師への助言等を行った（図表 15）。

【図表 15】医療的ケアが必要な児童生徒数の推移（単位：人）

区分	平成 30 年度	平成 31 年度 (令和元年度)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
小・中学校	13	11	14	15	16
特別支援学校	39	41	40	44	42
合計	52	52	54	59	58

第 4 管理・執行状況に関する評価・課題及び対応方針

1 広島特別支援学校の教育の充実

(1) 教育内容の充実

ア 評価

全教員で統一したテーマを設置して授業づくり等に取り組んだことにより、知的障害のある児童生徒の学習上の特性等を踏まえた指導・支援の充実につながった。また、体験的学習や職場実習、特別支援学校技能検定等により、生徒の社会的・職業的な自立に向けた意欲の向上につながった。

イ 課題

全教員で統一した研究テーマを定めた授業づくりを通して、自立と社会参加に必要な知識や技能等を身に付けることができるよう、知的障害のある児童生徒の学習上の特性等を踏まえた指導・支援の一層の充実を図るとともに、引き続き、体験的学習等を行い、社会的・職業的な自立に向けた支援を行う必要がある。

ウ 対応方針

引き続き、全教員で統一した研究テーマに基づき、授業づくりに取り組むとともに児童生徒の実態を踏まえた適切な指導・支援を行い、知的障害のある児童生徒の学習上の特性等を踏まえた指導の充実を図る。

また、体験的学習、職場実習及び特別支援学校技能検定などを計画的に実施し、社会的・職業的な自立に向けた取組を推進する。

(2) ICT の利活用の推進

ア 評価

児童生徒の端末に、一人一人に応じたアプリを個別にインストールすることについて検討した結果、現状のシステムでも可能であることを確認した。

また、講師等による研修会等を開催し、教員が既にインストールされているアプリへの理解を深め、有効に活用することができた。

イ 課題

児童生徒の端末については、可能なものから個別のインストールを実施できるようにするため、適切なアプリを選定する必要がある。

また、それらのアプリを有効に活用できるよう、教員の ICT 活用能力の一層の向上を図

る必要がある。

ウ 対応方針

児童生徒の端末に、可能なものから順次個別にインストールすることができるように、該当するアプリを選定するためのリストを作成する。

また、それらのアプリを有効に活用できるよう、講師等による研修会等を実施する。

2 小・中学校の特別支援学級における指導の充実

(1) 特別支援学級指導員等の配置

ア 評価

学習面や生活面で介助度が高い児童生徒が在籍する学級に特別支援学級指導員を、比較的軽度の障害のある児童生徒が多数在籍する学級に学習サポーターを配置し、児童生徒の支援を充実させることができた。

イ 課題

特別支援学級の在籍児童生徒は年々増加している。引き続き適切な支援を行うため、特別支援学級指導員及び学習サポーターについて必要な人員を確保し、児童生徒の実態に応じて適切に配置するとともに、適切な指導・支援のあり方や効果的な活用の仕方について周知を図る必要がある。

ウ 対応方針

引き続き、特別支援学級指導員及び学習サポーターについて必要な人員を確保し、児童生徒の実態に応じて適切に配置するとともに、各学校において、特別支援学級指導員や学習サポーターの効果的な活用や、適切な指導・支援が行われるよう、指導員研修会の開催や校長会等での周知を行う。

(2) ICT の利活用の推進

ア 評価

児童生徒の端末に、一人一人に応じたアプリを個別にインストールすることについて、現状のシステムでも可能であることを確認した。

また、講師等による研修会等を開催し、教員が既にインストールされているアプリを有効に活用することができた。

イ 課題

児童生徒の端末については、適切なアプリを選定するとともに、可能なものから個別のインストールを実施できるようにする必要がある。

また、児童生徒一人一人の実態に応じて既にインストールされているアプリ及び効果的なアプリを有効に活用できるよう、教員の ICT 活用能力の一層の向上を図る必要がある。

ウ 対応方針

児童生徒の端末に、可能なものから順次個別にインストールすることができるように、該当するアプリを選定するためのリストを作成する。

また、それらのアプリを有効に活用できるよう、講師等による研修会等を実施する。

3 学習サポーター・特別支援教育アシスタント事業

(1) 評価

学習サポーター・特別支援教育アシスタントを会計年度任用職員に移行することにより、校長等の指示のもとで児童生徒への支援を行うことができるようになった。

(2) 課題

対象となる児童生徒の実態が多様化・複雑化していることから、児童生徒の実態を的確に把握することや、実態把握に基づいて指導・支援を組織的・計画的に行うことが必要である。

(3) 対応方針

引き続き、学習サポーター・特別支援教育アシスタントについて必要な人員を確保し、児童生徒の実態を踏まえた指導支援を行うことができるよう、研修会の充実を図るとともに、校長会等でも組織的・計画的な指導・支援のあり方等について周知を図る。

4 通級による指導の充実

(1) 評価

小・中学校では、児童生徒の障害の状態や保護者のニーズを踏まえた適切な指導ができた。中学校については、増設に向けて具体的な検討を行うことができた。高等学校では、設置校である広島みらい創生高等学校において、通級による指導の仕組みや一人一人の生徒の課題の見立て方等についての職員研修を行い、理解を深めることができた。

また、その他の市立高等学校については、通級による指導の必要な生徒等に係る実態を調査した。

(2) 課題

中学校については、小学校卒業後も指導のニーズがあるケースが増えていることから、生徒の居住地等を踏まえ、計画的な増設を行う必要がある。

広島みらい創生高等学校については、教職員の意識が高まり、通級による指導を必要とする生徒への気付きが高まったことにより、通級による指導の該当生徒が増えている。また、その他の市立高等学校においても、通級による指導が実施できるよう、啓発を行うとともに教育課程等の整備を行う必要がある。

(3) 対応方針

中学校通級指導教室については、生徒のニーズや居住地等を踏まえ、本市の西部エリアに増設する。

広島みらい創生高等学校については、引き続き、指導が効果的な生徒を見極める教職員の力を高めるための研修を行うとともに、増設を検討する。また、その他の市立高等学校においても通級指導の実施に向けた教育課程の整備等を行う。

5 巡回相談指導等の実施

(1) 評価

校長会や特別支援教育コーディネーター研修等において、助言を踏まえた校内での情報共有の在り方や、支援の見直し等について周知することができた。

(2) 課題

各学校において特別な教育的支援を必要とする児童生徒数が増加するとともに、対象となる児童生徒の実態が多様化・複雑化している。今後は、巡回相談指導で得た情報の校内での効果的な共有や組織的・計画的な支援の見直しを行うことが必要である。

(3) 対応方針

引き続き、校長会や特別支援教育コーディネーター研修等において、巡回相談指導の効果的な活用の仕方や校内での情報共有の仕方、組織的・計画的な支援の見直し等について周知し、適切な指導・支援につなぐ。

6 インクルーシブ教育の推進

(1) 評価

インクルーシブ教育実践研究校において、授業研究会や学校公開等を開催し、合理的配慮を踏まえた授業づくりや、特別支援学級における個に応じた授業づくり等について、研究成果を発信することができた。

(2) 課題

通常の学級については、特別支援教育コーディネーターを中心に進めている合理的配慮を踏まえた授業づくりや適切な評価についての研究の充実を図るとともに、多様な実態の児童生徒に対応できるよう、実践事例を幅広く蓄積する必要がある。また、特別支援学級については、引き続き、個に応じた指導支援や授業づくり等の一層の充実を図る必要がある。

(3) 対応方針

インクルーシブ教育実践研究校において、合理的配慮を踏まえた授業づくりや適切な評価、特別支援学級における個に応じた授業づくり等について研究を行う中で好事例を蓄積し、研究会の開催や校長会等を通して全市に研究成果を普及する。

7 医療的ケアの充実

(1) 評価

教育委員会事務局に配置した看護師が、医療的ケア児の主治医と連携を図るとともに、医療的ケア実施校を巡回して各校に配置した看護師からの相談に応じて必要な助言を行い、各校の看護師が安心・安全に医療的ケアを実施することができた。

(2) 課題

指導的立場の看護師が巡回して助言することに加え、学校における医療的ケアに精通した医師から直接、指導・助言を受ける機会を設けるなど、一層の体制整備を図る必要がある。看護師の処遇改善については、検討を行ったが、処遇改善のための特段の理由とならなかった。

(3) 対応方針

看護師が安心して勤務するとともに、安全な医療的ケアが実施できるよう、学校における医療的ケアに精通した医師を委嘱し、各学校に配置した看護師への指導・助言等を行う。また、医療的ケアの実施体制を整備するため、本市における人工呼吸器を含む医療的ケアのガイドラインを策定する。看護師の安定的な確保に向けて、関係部局との協議を引き続き行っていく。

第1 事務の目的・概要

中山間地・島しょ部の地域活性化における学校の重要性に鑑み、似島・戸山・阿戸の各小・中学校を小中一貫教育校とし、地域の特性を生かした魅力ある教育を展開する学校づくりを進める。

第2 課題等への対応方針

1 小中の接続を円滑に進めるための取組の推進

小中合同で開催する研修会の内容の充実や校内研究組織の充実等、小中が一体となって授業改善に取り組む等、児童生徒を育てる体制づくりを更に進める。

2 独自教科「ふるさと科」の実施

独自教科「ふるさと科」において、義務教育9年間の中で育成する資質・能力を、学校運営協議会で共有した上で、各学校の地域特性を生かし、引き続き地域人材を積極的に活用したカリキュラムの編成を行いながら、地域とともに特色ある教育活動を推進する。

3 多様な考え方、価値観の交流

小中一貫教育校間において、独自教科「ふるさと科」の学習成果等を発表し合うICTの活用を含めた交流授業の計画を立て、各学年で確実に実施する。また、小中一貫教育校以外の学校との交流について検討する。

4 通学区域外の児童生徒の募集

通学区域外から通学する児童生徒数を増やすため、引き続き、幼稚園や保育園、小学校や中学校へのリーフレット配付、小中一貫教育校の取組のSNSでの発信、募集ポスター作成等、保護者に広く周知するとともに、通学区域外からの通学を希望する児童生徒に対し体験入学を実施する。また、通学区域外からの通学を希望した児童生徒及び保護者の選択理由を把握し、募集に生かす検討を行う。

第3 令和4年度における管理・執行状況

1 小中の接続を円滑に進めるための取組の推進

各学校において、小中合同で独自教科「ふるさと科」のカリキュラムについて大学教授から助言を受けたり、小中合同の小グループによる実践交流を行ったりする等、校内研修会や校内研究組織の充実を図り、小中が一体となって児童生徒を育てる体制づくりを進めた。また、教育委員会主催の研修会を行い、各学校の研究推進リーダーが自校の実践を振り返り、共有した。

2 独自教科「ふるさと科」の実施

独自教科「ふるさと科」について、各学校の地域特性をより生かしたカリキュラムとなるよう、学習内容や学習で活用する地域人材や素材について、学校運営協議会において協議を行った。

3 多様な考え方、価値観の交流

小中一貫教育校間において、独自教科「ふるさと科」の学習成果等を、ICTを活用して発表し合う交流授業を実施した。また、今後、小中一貫教育校以外の学校との交流を進めるため、新たに小中一貫教育校の設置が検討されることになった湯来地区の学校間において、ICTを活

用した交流授業を行った。

4 通学区域外の児童生徒の募集

通学区域外から通学する児童生徒数を増やすため、幼稚園や保育園、小学校や中学校へのリーフレット配付、小中一貫教育校の取組の SNS での発信、募集ポスター作成等、保護者に広く周知するとともに、通学区域外からの通学を希望する児童生徒に対し体験入学を実施した。また、通学区域外から通学を希望した児童生徒及び保護者との面談により、選択理由を把握し、募集に生かす検討を行った。

第4 管理・執行状況に関する評価、課題及び対応方針

1 小中の接続を円滑に進めるための取組の推進

(1) 評価

小中合同で開催する研修会の内容の充実や校内研究組織の充実を図り、小中が一体となって授業改善に取り組む等、児童生徒を育てる体制づくりを行うことができた。また、教育委員会主催の研修会を行い、研究推進リーダーが各学校の取組を交流したり、自校の取組を振り返ったりすることで取組の改善につなげることができた。

(2) 課題

小中が一体となって児童生徒を育てる体制づくりを更に進める必要がある。

(3) 対応方針

引き続き、各学校において小中合同で開催する研修会や校内研究組織の充実等、小中が一体となって児童生徒を育てる体制づくりを進めるとともに、小中一貫教育校の研究推進リーダーに対し研修会を開催することで、本市の小中一貫教育を推進する人材を育成する。

2 独自教科「ふるさと科」の実施

(1) 評価

独自教科「ふるさと科」の取組を学校運営協議会で共有した上で、各学校の地域特性を生かし、地域人材や素材を積極的に活用したカリキュラムに改善することができた。

(2) 課題

独自教科「ふるさと科」において、地域人材や素材をより積極的に活用するとともに、児童生徒が地域の課題について考え課題解決を行う等、探究的な学びを充実させる必要がある。

(3) 対応方針

引き続き、独自教科「ふるさと科」の取組を学校運営協議会で共有した上で、地域の課題解決に向けた探究的な学びとなるよう、地域人材や素材をより積極的に活用したカリキュラムの改善を図り、地域とともに特色ある教育活動を推進する。

3 多様な考え方、価値観の交流

(1) 評価

小中一貫教育校間において、独自教科「ふるさと科」の学習成果等を、ICT を活用して発表し合う交流授業を各学年で実施し、自分の地域のよさを伝えたり、互いの地域のよさを認め合ったりすることにつながった。また、湯来地区の学校間においても、ICT を活用した交流授業を進めることができた。

(2) 課題

ICTを活用した交流授業については、独自教科「ふるさと科」の学習成果を発表する場面や小中一貫教育校間に限られていることから、他教科の学習や小中一貫教育校以外の学校との交流を進める必要がある。

(3) 対応方針

独自教科「ふるさと科」の学習成果等を発表し合う場面に限らず、様々な学習活動や他教科においても、ICTを活用した交流授業を実施する。また、小中一貫教育校以外の学校とのICTを活用した交流授業についても計画を立て実施する。

4 通学区域外の児童生徒の募集

(1) 評価

リーフレット、ポスター等で転入学の募集をし、学校説明会や体験入学を行うとともに、SNSで小中一貫教育校の取組を紹介した結果、新たに通学区域外から通う児童生徒は、戸山小中一貫教育校が9人（小学校1年生2人、中学校1年生6人、2年生1人）、阿戸小中一貫教育校が1人（中学校1年生1人）、似島小中一貫教育校が23人（小学校1年生3人、2年生1人、4年生1人、5年生1人、6年生1人、中学校1年生14人、中学校3年生2人）となった。さらに、通学区域外から通学を希望した児童生徒及び保護者との面談により、各学校の自然環境や人的環境、カリキュラム等といった選択理由を把握し、募集に生かす検討を行うことができた。

(2) 課題

通学区域外から登校する児童生徒の増加に向け、広報を更に工夫する必要がある。

(3) 対応方針

通学区域外から通学する児童生徒数を増やすため、引き続き、幼稚園や保育園、小学校や中学校へのリーフレット配付、小中一貫教育校の取組のSNSでの発信、募集ポスター作成等、保護者に広く周知するとともに、通学区域外からの通学を希望する児童生徒に対し体験入学を実施する。また、各学校において、通学区域外から通学を希望した児童生徒及び保護者との面談により把握した選択理由を参考とし、小中一貫教育校の魅力を伝えるホームページの更新、学校の取組に関するプレスリリースなどを積極的に行う。

第1 事務の目的・概要

日本語指導を必要とする児童生徒が増加傾向にあるため、市立学校に在籍する帰国・外国人児童生徒等に対し、日本語指導を主とした基礎的な学力補充及び進学・キャリア支援等を行う日本語指導体制を充実させる。また、円滑に学校生活を送ることができるようにするために、帰国・外国人児童生徒等の保護者や教職員への相談活動や助言を行う。

第2 課題等への対応方針

1 日本語指導体制の充実

日本語指導を必要とする児童生徒が在籍する学校に、日本語指導コーディネーターの派遣依頼を促すため、校長会及び研修会で日本語指導コーディネーターの役割や活用方法について周知する。日本語指導コーディネーターによる継続的な学校訪問及び指導助言により、各学校における個別の指導計画に沿った指導の充実を図る。

2 帰国・外国人児童生徒等の保護者や教職員への相談活動や助言

中学校だけでなく、各幼稚園・小学校・高等学校でも教育相談員の活用を広げるため、引き続き教育相談員訪問制度の周知を校長会等で行うとともに、関係部局と連携して周知を図る。

第3 令和4年度における管理・執行状況

1 日本語指導体制の充実

日本語指導コーディネーターを日本語学習教室設置校3校に19回、依頼のあった学校58校に140回派遣し、児童生徒の実態把握や指導方法、個別の指導計画作成等に係る助言を行った。

日本語学習教室を設置していない学校においては、小学校55校、中学校21校に日本語指導協力を訪問させ、日本語指導を主とした基本的な学力補充を行った。引き続き新型コロナウイルス感染症の影響により新規児童生徒数が減少したことや、学級閉鎖等の対応により予定どおりの実施ができなかったこともあり、令和3年度に比べて訪問回数は大幅に増加してはいないが、年度途中から新規児童生徒数が増加しつつある（図表16）。

【図表16】日本語指導協力者の訪問を受けた学校数と児童生徒数、訪問回数の推移

	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度
学校数	71校	77校	79校	76校	76校
児童生徒数	139人	151人	165人	153人	156人
訪問回数	4,556回	5,003回	5,306回	4,068回	4,560回

2 帰国・外国人児童生徒等の保護者や教職員への相談活動や助言

依頼のあった小学校3校（5回）、中学校2校（17回）を訪問し、進路指導や生活指導について教員や保護者に対する相談活動を行った（図表17）。また、教育相談員訪問制度について校長会で周知するとともに、関係部局へ情報提供した。

【図表 17】 教育相談員の訪問を受けた学校数と訪問回数の推移

	平成 30 年度	平成 31 年度 (令和元年度)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
訪問校数	3 校	6 校	7 校	3 校	5 校
訪問回数	11 回	9 回	22 回	20 回	22 回

第 4 管理・執行状況に関する評価、課題及び対応方針

1 日本語指導体制の充実

(1) 評価

日本語指導コーディネーターが、日本語学習教室設置校や日本語指導が必要な児童生徒の転入があった学校、依頼のあった学校に、日本語能力測定結果の分析方法や、その結果を活用した個別の指導計画の作成について助言し、児童生徒の実態に応じたきめ細かな指導を行うことができた。また、指導開始後にも、日本語指導コーディネーターの継続的な学校訪問及び指導助言を呼びかけたため、日本語指導コーディネーターの学校への訪問回数が増え、指導の充実につながっている。

(2) 課題

各学校において、より一層のきめ細かな指導を行うために、引き続き日本語指導コーディネーターが継続的に学校を訪問し、個別の指導計画に沿った指導の充実を図っていく必要がある。また、高等学校においても、個別の指導計画の作成や進学・キャリア支援等を含めた支援体制を構築する必要がある。

(3) 対応方針

日本語指導を必要とする児童生徒が在籍する学校に、日本語指導コーディネーターの派遣依頼を促すため、校長会及び研修会で日本語指導コーディネーターの役割や活用方法について周知する。日本語指導コーディネーターによる継続的な学校訪問及び指導助言により、各学校における個別の指導計画に沿った指導の充実を図る。高等学校においても、個別の指導計画の作成や進学・キャリア支援等を含めた支援体制を構築する。

2 帰国・外国人児童生徒等の保護者や教職員への相談活動や助言

(1) 評価

教育相談員訪問制度について校長会で周知するとともに、関係部局へ情報提供したことにより、依頼のあった学校に教育相談員を訪問させ、教職員や保護者へ学習面や生活面、入試制度や手続等について相談活動を行うことができた。

(2) 課題

教育相談員については、進路指導や生活指導における活用について、学校への周知を今後も引き続き図る必要がある。

(3) 対応方針

引き続き教育相談員訪問制度の周知を校長会等で行うとともに、関係部局と連携して周知を図ることにより、各学校における教育相談員の活用を広げる。

第1 事務の目的・概要

1 施設環境の整備

学校施設は、児童生徒の学習・生活の場として良好な教育環境を確保するとともに、地震などの災害発生時には地域の避難所としての役割を果たすことから、安全・安心な施設環境の実現を図る必要があるため、学校施設の耐震化、トイレの洋式化等に取り組む。

また、児童生徒が増加している広島特別支援学校について、教室の増設に併せ、職業教育の一層の充実の必要性を踏まえて、高等部の校舎増築に取り組む。

2 施設の老朽化対策

学校施設の多くが建築後30年以上経過して老朽化が進行している中、良好な教育環境を維持するため、学校からの整備要望等により、外壁、屋上防水、グラウンドなどの改修工事や、雨漏り、給排水管の破損などの修繕に取り組む。

とりわけ外壁の剥落は、人命に関わる極めて重大な事故となり得ることから、危険性をあらかじめ除去するため、予防保全として計画的な改修に取り組む。

また、中長期的な維持管理・更新等に係る財政負担の軽減・平準化を図りながら、学校施設に求められる機能や性能を確保していくことを目的に、令和2年度に策定した「広島市学校施設長寿命化計画」に基づき、リニューアル改修や大規模改修等に取り組む。

第2 課題等への対応方針

1 施設環境の整備

(1) 校舎等の耐震化は令和2年度に完了し、現在、取り組んでいる非構造部材の耐震化については、令和3年度から令和7年度までの5年間で14校を対象に計画している校舎及び屋内運動場の外部に面して設置されている鋼製窓枠の改修のうち、令和4年度に予定している3校の工事を完了するよう着実に取り組む。

(2) トイレの洋式化については、「令和4年度から令和8年度までに、全ての市立学校の校舎を対象に、洋式便器率を95%以上とする」という目標達成のため、令和4年度に改修を予定している25校545個の工事を完了するよう着実に取り組む。

(3) 広島特別支援学校の校舎増築については、関係部局と工事業者が行う定例会に参加し、工程や進捗状況の把握等を行いながら、令和6年度中の供用開始に向けて、円滑に工事が進むよう取り組む。

2 施設の老朽化対策

(1) 学校からの整備要望等に対して、必要性や緊急度を考慮して計画的な改修工事等に着実に取り組む。

また、外壁改修については、令和4年度から令和7年度までの4年間で計画している11校のうち、令和4年度に予定している6校の工事及び5校の実施設計を完了するよう着実に取り組む。

(2) 「広島市学校施設長寿命化計画」については、令和4年度に予定している大規模改修の実施設計9校、工事8校やエレベーター改修の実施設計2校、工事2校、空調改修の工事5校に着実に取り組む。また、リニューアル改修は、校舎及び屋内運動場のそれぞれ1校の躯体

の健全性調査に着実に取り組む。

第3 令和4年度における管理・執行状況

1 施設環境の整備

- (1) 非構造部材の耐震化については、1校の工事を完了したが、入札不調により2校の工事は完了させることができなかった。
- (2) トイレの洋式化については、予定した25校545個の改修を完了した（図表18）。
- (3) 広島特別支援学校の校舎増築については、基礎工事の際、当初想定していなかった地中障害物が発見されたが、関係部局及び工事業者と調整して対応し、工事を進めた。

【図表18】学校施設の校舎のトイレ洋式化実績の推移

区分	平成30年度		平成31年度 (令和元年度)		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	改修	洋式化率	改修	洋式化率	改修	洋式化率	改修	洋式化率	改修	洋式化率
洋式化	個 698	% 37.7	個 767	% 44.8	個 743	% 51.6	個 253	% 54.0	個 545	% 59.2

※ 洋式化率は、各年度末時点の数値で、洋式大便器数を分子とし、総大便器数を分母として算出している。
なお、分子及び分母の大便器数は、久地小開校や増減築による変動があるため年度ごとに異なる。

2 施設の老朽化対策

- (1) 学校からの整備要望等に対し、小学校1,059件、中学校537件、高等学校183件、広島特別支援学校24件、幼稚園99件の合計1,902件実施し、これに要した経費は総額11億9,914万6千円となった（図表19）。また、外壁改修については、予定した6校の工事及び5校の実施設計を完了した。
- (2) 「広島市学校施設長寿命化計画」については、予定した大規模改修の実施設計9校、工事8校、エレベーター改修の実施設計2校、工事2校、空調改修の工事5校を完了した。また、リニューアル改修は、校舎及び屋内運動場のそれぞれ1校の躯体の健全性調査を実施した。

【図表19】学校からの要望等により実施した施設の維持管理に係る改修工事等の実績の推移

区分	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度
件数	2,300件	2,293件	2,294件	2,045件	1,902件
経費	11億3,207万4千円	9億3,415万円	12億6,843万6千円	13億1,142万4千円	11億9,914万6千円

第4 管理・執行状況に関する評価、課題及び対応方針

1 施設環境の整備

(1) 評価

ア 非構造部材の耐震化については、予定していた3校のうち1校は実施することができたが、2校は未実施となったため、令和5年度に実施することとした。

イ トイレの洋式化については、予定どおりの取組を行い、児童生徒や学校施設利用者の利便性のさらなる向上を図ることができた。

ウ 広島特別支援学校の校舎増築については、基礎工事の際に発見された地中障害物への対応を行うなど、令和6年度中の供用開始に向けて、工事を進めることができた。

(2) 課題

ア 非構造部材の耐震化については、計画の最終年度（令和 7 年度）までに完了させるため、令和 5 年度以降の改修に着実に取り組む必要がある。

イ トイレの洋式化については、計画の最終年度（令和 8 年度）までに完了させるため、令和 5 年度以降の改修に着実に取り組む必要がある。

ウ 広島特別支援学校の校舎増築については、令和 6 年度中の供用開始に向け関係部局等と連携し、着実に工事を進める必要がある。

(3) 対応方針

ア 非構造部材の耐震化については、令和 5 年度に予定している 4 校（令和 4 年度に未実施の 2 校を含む。）の改修を完了する。

イ トイレの洋式化については、令和 5 年度に予定している 61 校 1,185 個の改修を完了する。

ウ 広島特別支援学校の校舎増築については、関係部局と工事業者が行う定例会に参加し、工程や進捗状況の把握等を行いながら、引き続き円滑に工事が進むよう取り組む。

2 施設の老朽化対策

(1) 評価

ア 学校からの整備要望等に対して、屋上防水や教室床、グラウンドなどの工事や、雨漏りや給排水管の破損、空調などの修繕を実施し、必要性や緊急度を考慮した対応により良好な教育環境の維持を図ることができた。

また、外壁改修については、予定していた工事及び実施設計を完了させ、安全な施設環境を確保する取組を進めることができた。

イ 「広島市学校施設長寿命化計画」については、大規模改修（17 校）やエレベーター改修（4 校）、空調改修（5 校）の実実施設計及び工事に計画的に取り組むことができた。また、リニューアル改修は、校舎及び屋内運動場のそれぞれ 1 校の躯体の健全性調査を実施することができた。

(2) 課題

ア 老朽化に起因する学校からの整備要望等が増加していく中、限られた予算で効率的・効果的な対策を行い、良好な教育環境を維持していく必要がある。

また、外壁改修については、令和 5 年度以降も計画に基づき、着実に取り組む必要がある。

イ 「広島市学校施設長寿命化計画」については、計画に基づく改修に着実に取り組むとともに、令和 5 年度に実施予定のリニューアル改修の基本設計において、具体的な整備内容や施工方法を決定する必要がある。

(3) 対応方針

ア 引き続き学校からの整備要望等に対して、必要性や緊急度を考慮して計画的な改修工事等に取り組む。

また、外壁改修については、令和 5 年度に予定している 4 校の工事及び 3 校の実実施設計を完了する。

イ 「広島市学校施設長寿命化計画」については、令和 5 年度に予定している大規模改修の工事 4 校、実施設計 3 校及び給排水管劣化調査 4 校、空調改修の工事 4 校に着実に取り

組む。また、リニューアル改修は、校舎及び屋内運動場それぞれ1校の基本設計に取り組み、対象校の現状に基づいた具体的な整備内容や施工方法を、学校や関係部局と連携の上、決定する。

第1 事務の目的・概要

個別最適な学びの推進等を図るため、学校の情報教育環境整備に取り組む。

第2 課題等への対応方針

1 児童生徒1人1台端末の整備

新型コロナウイルス感染症などの影響により、やむを得ず登校できない児童生徒の学習支援のため、家庭にインターネット環境がない場合は、モバイルWi-Fiルーターの貸出しを行うとともに、日常的にタブレット端末を家庭に持ち帰る際のインターネット環境がない児童生徒への支援策について、他都市の取組事例も参考に検討を行う。

また、高等学校等に整備した貸出用のタブレット端末については、令和4年度には1人1台端末の整備対象となっていない高校3年生のグループワークで活用するなど、有効活用を図っていく。

2 高速大容量の通信ネットワーク整備

通信回線については、混雑している通信回線網の影響を受けにくい新たな通信回線を契約するなどにより改善を図る。

また、職員室等への無線LAN環境整備については、電波状況等の調査を行ったうえで、必要な箇所の整備を検討する。

児童生徒の欠席連絡をインターネットで受け付けるシステムについては、学校の意見を踏まえながら、引き続き、構築作業を進める。

3 大型提示装置の更新

高等学校等について、整備方針に従い、令和4年度中に更新を完了させる。

4 タブレット端末等を活用した授業の実施に向けた支援

研究校を指定し、ICT機器や学習支援システム等を活用した先行的な研究を行い、実践事例の普及に努めるとともに、タブレット端末の活用等に関する教員研修を継続して実施する。

また、支援員やサービスデスクの対応実績をデータベース化し共有することなどにより、機器の不具合やトラブルへの迅速な対応を図る。

第3 令和4年度における管理・執行状況

1 児童生徒1人1台端末の整備

新型コロナウイルス感染症などの影響により、やむを得ず登校できない児童生徒の学習支援のため、家庭にインターネット環境がない場合は、モバイルWi-Fiルーターの貸出しを行った。

また、日常的にタブレット端末を家庭に持ち帰る際のインターネット環境がない児童生徒への支援について、他都市の取組事例を調査し、支援策の検討を行った。

さらに、高等学校等に整備した貸出用のタブレット端末について、タブレット端末の整備対象となっていない非常勤講師に配付し有効活用を行った。

2 高速大容量の通信ネットワーク整備

令和3年度において学校とデータセンター間の通信回線の高速化を行ったものの、民間企

業等での利用を含めて通信量が増大する時間帯に、大規模校等で一度に多くのクラスがタブレット端末を使用しようとした場合に、ホームページを開く速度が遅くなったり、動画再生が途切れたりするような事象が発生していたことから、混雑している通信回線の影響を受けにくい新たな通信回線を契約した。

また、職員室や体育館など無線 LAN 環境がない場所でタブレット端末を使用できる Wi-Fi ルーターを全学校に 1 台ずつ整備した。

さらに、児童生徒の欠席連絡をインターネットで受け付けるシステムの構築作業を進め、令和 5 年度から希望校において利用を開始できるよう利用登録等を行った。

3 大型提示装置の更新

令和 4 年 12 月末までに、高等学校及び中等教育学校後期課程の普通教室及び特別教室に計画どおり電子黒板機能付き液晶プロジェクター 131 台、架台式の大型提示装置 149 台の整備を行った。

4 タブレット端末等を活用した授業の実施に向けた支援

ICT を活用した授業改善研究校を小学校 4 校、中学校 4 校指定し、タブレット端末等を活用した授業について実践的な研究を行い、公開研究会を開催した。

また、教育センターにおいて、新任情報教育担当者研修、情報教育担当者研修、ICT を活用した授業づくり研修及びタブレット端末の活用に係る研修を実施（延べ 1,045 人受講）するとともに、タブレット端末を活用した授業づくりに関する動画を小・中学校の全教科分作成し、同センターのホームページに掲載した。

さらに、支援員 12 人が各学校を訪問し、幼稚園を除く全校種を対象に令和 4 年 10 月以降、ネットワーク再構築に係るパソコン設定変更やタブレット端末など ICT 機器利用時のトラブルへの対応といった支援を行った。

加えて、タブレット端末の基本操作や利活用に関する専用電話窓口や ICT 機器の操作方法等の案内や各種トラブルに係る対応が可能な高度な専門知識を持ったシステムエンジニアが対応するサービスデスクを設置し、電話やメール等での問い合わせ対応を行った。

第 4 管理・執行状況に関する評価、課題及び対応方針

1 評価

(1) 児童生徒 1 人 1 台端末の整備

家庭にインターネット環境がない児童生徒への支援策について、他都市の取組事例をもとに検討を進めた。

(2) 高速大容量の通信ネットワーク整備

新たな通信回線契約や Wi-Fi ルーターの整備により、タブレット端末の活用に係る通信環境の改善を図った。

また、児童生徒の欠席連絡をインターネットで受け付けるシステム構築を予定どおり終わることができた。

(3) 大型提示装置の更新

高等学校及び中等教育学校後期課程について、大型提示装置の整備を予定どおり進めることができた。

(4) タブレット端末等を活用した授業の実施に向けた支援

ICT を活用した授業改善研究校では、教科指導におけるタブレット端末や学習支援システムの機能を活用した実践事例を作成するとともに、研究成果を公開研究会等で各学校に周知することができた。

また、ICT を活用した授業づくり研修及びタブレット端末の活用等に関する研修については、受講者アンケートにおいて、「研修の内容を今後活用したい」という設問に対する肯定的評価の割合はそれぞれ 98.1%及び 90.7%であった。

さらに、支援員やサービスデスクの対応実績をデータベース化し、機器の不具合やトラブルへの迅速な対応を行うとともに、過去の相談実績を踏まえ継続的な支援を行うなど、学校の負担軽減に努めた。

2 課題

(1) タブレット端末等を効果的に活用した授業の充実

タブレット端末等を活用した授業の充実に向けて、教員への研修等を引き続き実施するとともに、タブレット端末等を効果的に活用した実践事例を共有していく必要がある。

(2) 情報教育環境整備

インターネット環境がない児童生徒への支援策は、日常的にタブレット端末を持ち帰ることの有効性等を踏まえ、LTE 通信機能を有するタブレット端末の活用や就学援助の支給費目への追加など、先行する他都市の取組事例を参考に将来的に実現可能な取組を検討する必要がある。

学校において ICT を快適かつ安心・安全に利活用できるよう、インターネット接続に係る通信環境の継続的な評価・見直しを行うとともに、ICT 機器の利用に係るトラブル対応を継続して行い、グループウェア等の情報ネットワークシステムを活用した校務の効率化を推進する必要がある。

3 対応方針

本項目はこれまで 1 人 1 台端末の整備をはじめとした機器の整備に重点を置き、事務点検・評価をしてきたところ、今後は活用に重点を置き、「ICT を活用した教育の推進」と項目名を変更し、事務点検・評価する。

(1) タブレット端末等を効果的に活用した授業の充実

研究校を指定し、引き続きタブレット端末等の ICT 機器や学習支援システム等を効果的に活用した先行的な研究を行い、成果を普及する。また、タブレット端末を持ち帰ることにより、家庭学習の充実を図ることができるよう、実践事例を周知する。

さらに、タブレット端末の積極的・効果的な活用を促進できるよう、教職員 ICT 活用サイトを開設するとともに、教員研修を継続して実施する。

(2) 情報教育環境整備

引き続き、家庭にインターネット環境がない児童生徒への支援策の検討を行う。

また、学校の実情を踏まえた通信環境の整備に取り組むとともに、トラブルに迅速に対応できるよう支援員やサービスデスクの対応実績を共有するなどにより、速やかなサポートを実施する。

さらに、授業や校務に支障をきたすことがないようグループウェア等の情報ネットワークシステムを確実に運用するとともに、同システムを活用した校務処理の効率化を図るため、有効的な活用方法を情報提供するなどの支援を行う。

第1 事務の目的・概要

本市の小学校、中学校及び特別支援学校等の学校給食については、自校調理方式（自校調理場の給食調理場で調理したものを近隣の学校に提供する「親子方式」を含む。）、給食センター方式、選択制のデリバリー方式のいずれかで実施しているが、中学校の大半で実施している選択制のデリバリー方式については、残食率が高く申込率も年々低下し、また、自校調理方式とセンター方式については、施設の老朽化が進んでいるといった課題がある。

こうした複数の課題を総合的に解決するため、令和3年9月に策定した「学校給食の充実に向けた給食提供体制の見直し方針」に基づき、全ての児童生徒に温かく栄養バランスのとれたおいしい給食を、将来にわたってより安全かつ持続的に提供できる体制の構築に向けて取り組む。

第2 課題等への対応方針

中学校における選択制のデリバリー方式の早期解消に向け、「五日市地区学校給食センターの受配校拡大」、「広島市学校給食事業協同組合による食缶方式での給食提供」及び「自校調理場における親子方式化」については、それぞれ円滑に実施できるよう関係業者や学校と連携を図りながら、着実に取組を進める。

また、「可部地区学校給食センターの拡張建替え」については、安佐市民病院跡地活用推進協議会と十分に協議を重ねた上で令和4年度内に整備運営事業者の公募を行う。

第3 令和4年度における管理・執行状況

1 五日市地区学校給食センターの受配校拡大

給食センター運営事業者との配送スケジュール等に関する調整やアレルギー対応など中学校における受入体制の整備を行い、令和4年9月から大塚中学校で食缶方式での給食提供を開始した。

2 広島市学校給食事業協同組合による食缶方式での給食提供

広島市学校給食事業協同組合の事業者と調理作業の工程や配送スケジュール等に関する調整を行うとともに、配送車両の搬入路の確保など中学校における受入体制の整備を行い、令和4年8月から中学校4校で食缶方式での給食提供を開始した。さらに、令和5年4月から食缶方式での給食提供を開始する6校についてこれらの準備を進めた。

3 自校調理場における親子方式化

令和5年度当初及び夏休み明けから中学校8校で食缶方式での給食提供を開始するため、配送車両や調理機器を購入するとともに、アレルギー対応に関する研修を実施するなど中学校における受入体制の整備を進めた。

4 可部地区学校給食センターの拡張建替え

安佐市民病院跡地活用推進協議会等との協議を重ね、事業の概要や整備手法（公設民営（DBO方式））、選定方法などの事業者の公募に係る条件等を整理した。

【参考：デリバリー方式の解消スケジュール】

- (1) 五日市地区学校給食センターの受配校拡大
令和4年度：1校（大塚中）

- (2) 広島市学校給食事業協同組合による食缶方式での給食提供
 令和4年度：4校（二葉中、大州中、宇品中、矢野中）
 令和5年度：6校（国泰寺中、翠町中、己斐中、庚午中、高取北中、東原中）
 令和6年度：13校（幟町中、吉島中、江波中、戸坂中、牛田中、段原中、仁保中、中広中、観音中、井口中、古田中、安西中、瀬野川東中）
- (3) 自校調理場における親子方式化
 令和5年度：8校（温品中、福木中、早稲田中、楠那中、己斐上中、井口台中、長束中、船越中）
- (4) 可部地区学校給食センターの拡張建替え
 令和7年度：11校（安佐中、安佐南中、城山北中、白木中、高陽中、落合中、日浦中、亀崎中、三入中、口田中、広島中等教育）

第4 管理・執行状況に関する評価、課題及び対応方針

1 評価

食缶方式での給食提供を、中学校5校において開始するとともに、令和5年度から開始する中学校14校について事業者や学校と協議・調整を行い、選択制のデリバリー方式の解消に向けた取組を進めることができた。

一方、「可部地区学校給食センターの拡張建替え」については、安佐市民病院跡地活用推進協議会の意見等を踏まえた学校給食センターに付加する機能の検討や、より競争性を高める事業手法等の検討に時間を要し、事業の概要や整備手法、選定方法などの事業者の公募に係る条件等の整理にとどまった。

2 課題

(1) 広島市学校給食事業協同組合による食缶方式での給食提供

食缶方式での給食提供への移行が円滑に進むよう、引き続き、事業者及び対象となる中学校と連絡・調整を行う必要がある。

(2) 自校調理場における親子方式化

親となる自校調理場から子となる受配校への給食提供が円滑に進むよう、令和5年9月から取組を開始する予定の親子の両校と綿密に連絡・調整を行う必要がある。

(3) 広島市北部地区学校給食センター（仮称）の整備

選択制のデリバリー方式の解消及び可部地区学校給食センターや近隣の自校調理場の老朽化対策として整備する広島市北部地区学校給食センター（仮称）について、令和8年1月の供用開始に向けて、整備運営事業者の公募及び選定手続等が円滑に進むよう取り組む必要がある。

3 対応方針

中学校における選択制のデリバリー方式の早期解消に向け、「広島市学校給食事業協同組合による食缶方式での給食提供」及び「自校調理場における親子方式化」については、それぞれ円滑に実施できるよう関係業者や学校と連携を図りながら、着実に取組を進める。

また、「広島市北部地区学校給食センター（仮称）の整備」については、令和5年内の整備運営事業者の選定及び契約締結に向けて所要の手続を進めるとともに、契約締結後に事業が円滑に進むよう地域への説明を丁寧に行う。

1 一人一人を大切に教育の実現に関する事務

(2) いじめ・不登校対策と持続可能な学校教育体制の構築に向けた取組の推進に関すること

重

ア いじめ・不登校等対策の推進

第1 事務の目的・概要

いじめ、暴力行為などの問題行動や不登校の未然防止に向けた取組を強化するとともに、個々の状況に応じたきめ細かい支援の充実を図る。

また、不登校対策については、児童生徒の多様な実態を踏まえ、将来の社会的自立を目指した支援の充実に向けた取組を推進する。

第2 課題等への対応方針

1 いじめ・不登校等の未然防止や早期発見・早期対応への取組

(1) いじめ・不登校等の未然防止に向けては、支持的風土の醸成された学級づくりを目指し、ハンドブックの活用を進めるとともに、引き続き、児童生徒に対し、教育活動全般を通じて、道徳教育や協同学習、スキル教育等の充実を図る。また、児童生徒に自らいじめの防止等について考えさせる取組を児童・生徒会活動の中で実施する。

いじめ・不登校等の早期発見・早期対応に向けては、生徒指導主事、教育相談・支援主任の密接な連携により、組織的な対応を行う。特に、令和4年度は新たに不登校対策の取組の中心的な役割を担う不登校対策推進リーダーを校内組織に位置付け、学校全体で不登校対策の充実を図る。また、不登校をはじめ、児童虐待やヤングケアラーなどの課題を抱え、悩みや困り感を持つ児童生徒を早期に発見できるよう、日々の様子の観察や学校生活に関する定期的なアンケート、教育相談等を実施し、児童生徒の実態把握に努める。

(2) 不登校の対応では、欠席が数日続いた児童生徒には、早期の家庭訪問を行い、保護者と連携して支援を行う。

また、児童生徒の実態に応じて、多様なニーズに応じた教育機会を確保するために、各小・中学校の「ふれあいひろば」や「ふれあい教室」の活用を促し、社会的自立に向けた支援を行うとともに、積極的にフリースクール等を紹介するなどの支援を行う。

(3) 暴力行為が多発している学校に対しては、引き続き「生徒指導アドバイザー」や「生徒指導支援員」などを派遣し、当該児童生徒やその保護者に対して相談等の支援を行う。

2 いじめに関する取組の充実

(1) 生徒指導主事や教育相談・支援主任を対象とする研修等において、全児童生徒を対象とした教育相談の効果や方法等について指導・助言を行うとともに、学校がいじめ事案に適切に対応できるよう、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、警察、弁護士等との連携について、指導・助言を行う。

(2) 進級・進学後も切れ目のない支援を実現するための引継ぎシートの作成に当たっては、どのような児童生徒を引継ぎの対象とするかなど、日頃から校種間で連携することが重要であることについて、園・校長会などの場で周知徹底する。

3 相談・助言体制の整備

スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置等の拡充に努めるとともに、研修を通して個々の力量向上に努める。また、スクールソーシャルワーカーの人材確保に向けて、雇用形態も含め、抜本的な検討を行う必要がある。

弁護士等への相談及び「生徒指導支援員」の配置等の拡充に努める。

4 不登校児童生徒等の居場所づくり

(1) 各学校において、「ふれあい教室」の活用を積極的に促すとともに、ICTを活用した児童生徒への支援の充実を図る。また、新たな「ふれあい教室」の設置について検討をする。

(2) 全ての小・中学校の「ふれあいひろば」を終日開室し、児童生徒の多様なニーズに応じた支援を図ることにより、「ふれあいひろば」が不登校児童生徒の「居場所」、「学びの場」となるようにする。

第3 令和4年度における管理・執行状況

1 いじめ・不登校等の未然防止や早期発見・早期対応への取組

(1) いじめや暴力行為、不登校等の未然防止に向けて、全小・中学校において、道徳教育や協同学習、スキル教育を実施するとともに、児童会や生徒会活動の中で、児童生徒自らにいじめや暴力行為を未然に防ぐ方法等について考えさせる取組を実施した。また、各学校が取り組んだ「支持的風土の醸成された学級づくり」のための取組の好事例を収集し、ハンドブックに「学校実践編」としてまとめ、全小・中・高等学校に周知した。

いじめや暴力行為、不登校等の早期発見・早期対応に向けては、教育相談・支援主任と生徒指導主事とが密接に連携するとともに、不登校対策推進リーダーを校内に位置付け、組織的な対応を行った。また、タブレットを活用したヤングケアラーのアンケートを行ったり、全児童生徒を対象にした教育相談を充実させるため、事前に実施するアンケートの工夫をした好事例を生徒指導主事の集中研修で紹介したりするなどの取組を行った。

(2) 特に、不登校への対応では、(1)の取組に加え、児童生徒の実態に応じて多様なニーズに応じた教育機会を確保するために、各小・中学校の「ふれあいひろば」や市内4か所の「ふれあい教室」の活用を促し、社会的自立に向けた支援を行うとともに、積極的にフリースクール等を紹介するなどの支援を行った。

(3) また、暴力行為への対応では、(1)の取組に加え、暴力行為が多い学校に「生徒指導アドバイザー」や「生徒指導支援員」などを派遣し、当該児童生徒やその保護者に対して相談等の支援を行った。

2 いじめに関する取組の充実

(1) 生徒指導主事や教育相談・支援主任を対象とした研修等で、全児童生徒を対象とした個別の教育相談の効果や方法等について指導・助言を行った。

さらに、広島市いじめ問題連絡協議会において、いじめ防止対策推進法の正しい理解や関係機関との連携について、保護者等に周知するための動画作成に向けた協議を行った。

(2) 幼稚園・保育園等から高等学校等まで、全市で「統一様式」による児童生徒の情報引継ぎを実施し、公立・私立の幼稚園長会、保育園長会等で、その成果と課題について聞き取りを行った。その成果と課題を踏まえ、引継ぎシートの活用について校種間での連携の重要性について指導・助言した。

3 相談・助言体制の整備

- (1) 全ての学校を対象に、スクールカウンセラーを配置し、児童生徒や保護者に対するカウンセリングや教職員に対する助言を行った（相談件数 39,619 件）。（図表 20、21）

【図表 20】スクールカウンセラーの活動時間数の推移

平成 30 年度	平成 31 年度 (令和元年度)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
43,556 時間	47,882 時間	50,573 時間	51,163 時間	50,631 時間

【図表 21】スクールカウンセラーが支援を行った相談件数の推移

平成 30 年度	平成 31 年度 (令和元年度)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
35,724 件	38,183 件	41,742 件	42,507 件	39,619 件

- (2) スクールソーシャルワーカーを拠点校 17 校（小学校 12 校、中学校 5 校）に各 1 人、教育委員会事務局には、スクールソーシャルワーカースーパーバイザー 1 人を配置し、811 件（690 家庭）の支援を行った（図表 22、23）。

事例検討会やソーシャルワークのあり方等についての研修を年に 8 回実施した。また、報酬を引き上げ、待遇改善を行った。

【図表 22】スクールソーシャルワーカー等の配置人数の推移

平成 30 年度	平成 31 年度 (令和元年度)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
14 人	15 人*	17 人*	19 人*	20 人*

* 平成 31 年度（令和元年度）以降は、スクールソーシャルワーカースーパーバイザー 1 人を含む。

【図表 23】スクールソーシャルワーカーが支援を行ったケース数の推移

平成 30 年度	平成 31 年度 (令和元年度)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
453 件	589 件	727 件	797 件	811 件

- (3) 弁護士等への相談については、令和 3 年度に比べ増加し、24 件となった。また、「生徒指導支援員」（元警察官）を中学校 12 校に派遣した。

4 不登校児童生徒等の居場所づくり

- (1) 各学校に「ふれあい教室」を積極的に活用するよう促し、小学校 69 人、中学校 138 人の合計 207 人の児童生徒に個々の実態に応じた支援を行った（図表 24）。

また、安佐南区への新たなふれあい教室の設置に向けて、施設及び人材の確保等の準備を整えた。

【図表 24】「ふれあい教室」の通室児童生徒数の推移

区 分	平成 30 年度	平成 31 年度 (令和元年度)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
通室児童生徒数	134 人	172 人	174 人	189 人	207 人

さらに、不登校児童生徒が、学校で配付されたタブレット端末を自宅に持ち帰り、ビデオ会議システムを活用し、双方向で意見を交流したり、アプリを使って表現したものを共同編

集したりするなど、自宅にいても授業に参加できるような取組を不登校児童生徒の状況に応じて実施した。

- (2) 不登校及び不登校傾向の児童生徒が教室以外で安心して過ごすことができる「居場所」として、令和4年度から全ての小・中学校、中等教育学校（似島学園小・中学校を除く。）で「ふれあいひろば」を終日開室するために、常勤教員1人（小学校30校、中学33校）または短時間勤務教員（4時間/日）1人（小学校82校、中学16校）を配置した。

「ふれあいひろば」において、小学校1,201人、中学校983人の合計2,184人の児童生徒に個々の実態に応じた支援を行った（図表25）。

【図表25】「ふれあいひろば」支援児童生徒数の推移

区 分	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度
支援児童生徒数	1,309人	1,554人	1,620人	1,997人	2,184人

第4 管理・執行状況に関する評価、課題及び対応方針

- 1 いじめ・不登校等の未然防止や早期発見・早期対応への取組

(1) 評価

ア いじめの認知件数は、令和3年度と比較して全体で172件（4.6%）増加したが（図表26）、ピークであった平成31年度（令和元年度）と比べると802件（17.0%）減少している。これは、令和2年度から、新型コロナウイルス感染症の感染対策を行っており児童生徒の間の物理的距離が広がったことや、学校生活における様々な制限により、児童生徒の直接対面でのやりとり等が減少したこと、また、これまでのいじめ防止等に向けた体制強化の取組の効果などが関係しているものと考えられる。

【図表26】いじめの認知件数の推移

区 分	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度
小学校	3,325件	3,470件	2,645件	2,895件	2,922件
中学校	1,089件	1,224件	961件	840件	978件
高等学校	45件	31件	14件	16件	23件
計	4,459件	4,725件	3,620件	3,751件	3,923件

※ 令和4年度については速報値

イ 不登校児童生徒数は、令和3年度と比較して全体で734人（26.6%）増加した（図表27）。

これは、児童生徒の休養の必要性を明示した「教育の機会確保法」の趣旨の浸透の側面も考えられるが、新型コロナウイルス感染症の影響による生活環境の変化により、生活リズムが乱れやすい状況や、学校生活において様々な制限がある中で交友関係を築くことなど、登校する意欲がわきにくい状況にあったこと等も背景として考えられる。

【図表 27】 不登校児童生徒数の推移

区 分	平成 30 年度	平成 31 年度 (令和元年度)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
小学校	467 人	668 人	793 人	965 人	1,333 人
中学校	868 人	1,026 人	1,155 人	1,553 人	1,896 人
高等学校	82 人	213 人	214 人	237 人	260 人
計	1,417 人	1,907 人	2,162 人	2,755 人	3,489 人

※ 令和 4 年度については速報値

※ 令和 4 年度の不登校児童生徒のうち、1,572 人（45.1%）が、令和 3 年度も不登校児童生徒として計上されている。

ウ 暴力行為の発生件数は、令和 3 年度と比較して全体で 329 件（19.9%）増加した（図表 28）。これは、学校生活におけるマスク着用や黙食など様々な制限により、児童生徒が直接やりとりする機会等が減少し、自分の思いを伝えることや他者の願いを聞く等、うまくコミュニケーションできないことが大きなストレスとなり、児童生徒間によるトラブルが増加したことも背景として考えられる。

【図表 28】 暴力行為の発生件数の推移

区 分	平成 30 年度	平成 31 年度 (令和元年度)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
小学校	582 件	713 件	853 件	1,126 件	1,383 件
中学校	446 件	498 件	428 件	520 件	591 件
高等学校	6 件	13 件	3 件	6 件	7 件
計	1,034 件	1,224 件	1,284 件	1,652 件	1,981 件

※ 令和 4 年度については速報値

(2) 課題

ア いじめや暴力行為、不登校等の未然防止については、教育委員会として作成した「支持的風土の醸成された学級づくりのためのハンドブック」及び「学校実践編」を活用し、各学校における取組の充実を図る必要がある。

さらに、引き続き「いじめ見逃しゼロ」を目指し、教職員のいじめに対する意識や感度を高めるとともに、不登校をはじめ、児童虐待やヤングケアラーなど、児童生徒の抱える課題が多様化している実態を踏まえ、個々の事案に対する学校の組織的な対応力の向上を図る必要がある。

イ 特に、本市の不登校児童生徒数は近年増加を続けており、憂慮すべき状況であることから、新たな不登校児童生徒を生まないように、引き続き、協同学習やスキル教育の充実を図るとともに、「ふれあいひろば」や「ふれあい教室」など多様なニーズに応じた教育機会の確保に努める必要がある。

ウ また、本市の暴力行為の発生件数も増加しており、近年の暴力行為の背景には、児童生徒の対人関係スキルの低下、児童生徒の学校外における活動範囲の拡大、インターネットや携帯電話の普及に伴う問題などがあることを踏まえ、学校と家庭や地域社会、関係機関とが連携し、未然防止及び再発防止に向けた取組を一層強化する必要がある。

(3) 対応方針

ア いじめや暴力行為、不登校等の未然防止に向けては、支持的風土の醸成された学級づくりを目指し、ハンドブックの活用を進めるとともに、令和4年12月に改訂された「生徒指導提要」の周知を図り、児童生徒に対し、教育活動全般を通じて、道徳教育や協同学習、スキル教育等の発達支持的生徒指導の充実に努める。また、児童生徒に自らいじめや暴力行為を未然に防ぐ方法等について考えさせる取組を児童・生徒会活動の中で実施する。

いじめや暴力行為、不登校等の早期発見・早期対応に向けては、生徒指導主事、教育相談・支援主任及び不登校対策推進リーダーとの密接な連携により、組織的な対応を行う。また、引き続き、悩みや困り感を持つ児童生徒を早期に発見できるよう、日々の様子の観察や学校生活に関する定期的なアンケート、教育相談等を実施し、児童生徒の実態把握に努める。

イ 特に、不登校の対応では、アの対応に加え、引き続き、欠席が数日続いた児童生徒には、早期の家庭訪問を行い、保護者と連携して支援を行う。

さらに、児童生徒の実態に応じて、多様なニーズに応じた教育機会を確保するために、各小・中学校の「ふれあいひろば」や令和5年度から新設する「ふれあい教室・安佐南」も含めた市内5か所の「ふれあい教室」の活用を促し、社会的自立に向けた支援を行うとともに、積極的にフリースクール等を紹介するなどの支援を行う。

ウ また、暴力行為の対応では、アの対応に加え、暴力行為が多発している学校に対して、課題の背景にある問題を踏まえた家庭や地域、関係機関との連携を支援するために、引き続き「生徒指導アドバイザー」や「生徒指導支援員」などを派遣するとともに、当該児童生徒やその保護者に対して、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる相談等の支援を行う。

2 いじめに関する取組の充実

(1) 評価

ア 生徒指導主事や教育相談・支援主任を対象とした、「教育相談の意義」等についての集中研修や、学校訪問等での指導・助言を通して、全ての学校が全ての児童生徒対象とした個別の教育相談を実施することができた。

また、広島市いじめ問題対策連絡協議会において、保護者等を対象としたいじめ防止対策推進法の正しい理解等を進める動画作成に向けた協議を行うことができた。

イ 幼稚園・保育園等から高等学校等までの切れ目のない支援を実現するため、全市で「統一様式」による情報引継ぎを実施したことにより、引継ぎ事項などが明確になり、多くの幼稚園・学校においてスムーズかつ適切な引継ぎを行うことができた。

(2) 課題

ア 教育相談については、全児童生徒を対象とした個別の教育相談を組織的に計画・実施し、教育相談の質的向上を目指し、その内容の充実に努めるとともに、教育相談により早期に把握した事案への初期対応を適切に行い、重大化を防ぐ必要がある。

加えて、保護者によって、いじめや関係機関との連携についての捉え方に差があるため対応に苦慮する事案も散見されることから、保護者等に関係機関との連携も含めたいじめ防止対策推進法の理解を促進する必要がある。

イ 一部の学校において、校種間で引継ぎ対象となる児童生徒についての受け止めに違い

があったことから、引継ぎシートの主旨や作成について、改めて周知徹底する必要がある。

(3) 対応方針

ア 教育相談の充実に加え、個別の教育相談等によりいじめの疑いをキャッチしてから行う、いわゆる初期対応についての充実に向け、研修等を通じた指導・助言を行う。

また、学校、保護者、地域が協力していじめから子どもを守るため、いじめ防止対策推進法の正しい理解等に向けた保護者等を対象とした啓発動画の周知を図る。

イ 引継ぎシートの作成については、日頃からの校種間の連携及び児童生徒に対する支援策の検討の際の校内での活用の重要性について、園・校長会の場で周知徹底を図ることなどを通じて、引継ぎ対象者に関する認識を共有するように努める。

3 相談・助言体制の整備

(1) 評価

スクールカウンセラーは 39,000 件以上の相談に、スクールソーシャルワーカーは約 800 件のケースに対応するとともに、研修を通して、個々の力量向上を図ることができた。

また、スクールソーシャルワーカーの報酬上げを実施することができた。

さらに、弁護士等への相談や「生徒指導支援員」の配置により、組織的な生徒指導体制の構築等を進めることができた。

(2) 課題

相談内容が多様化、複雑化しており、困難なケースへの対応が増加していることから、スクールカウンセラーの活動時間数、スクールソーシャルワーカーの配置拡充に努める必要がある。あわせて、児童生徒が困った時や悩んだ時に他者に相談する力を育てる必要がある。

また、近年、スクールソーシャルワーカーの人材確保が難しくなっている。

さらに、学校から弁護士等への相談の増加や、年度途中における「生徒指導支援員」の派遣要請に十分に対応できるようにする必要がある。

(3) 対応方針

引き続き、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置等の拡充に努めるとともに、研修を通して個々の力量向上に努め、児童生徒を対象に、困ったときに相談できる援助希求的な態度（相談する力）を促進していく必要がある。

また、スクールソーシャルワーカーの人材確保に向けて、継続して関係部局と協議し、雇用形態も含め、抜本的な検討を行う必要がある。

さらに、弁護士等への相談及び「生徒指導支援員」の配置等の拡充に努める。

4 不登校児童生徒等の居場所づくり

(1) 評価

ア 「ふれあい教室」を利用した児童生徒数は増加し、各自のペースでの自主学習や対人関係能力向上のためのグループ活動など、個々の児童生徒の実態に応じた支援を行うことにより、「通室日数、在室日数が増える」、「仲間と関わることができる」など、好ましい変化が見られた。また、小学校 40 人、中学校 76 人の合計 116 人の児童生徒が、学校復帰することができた。

イ 全ての小・中学校、中等教育学校で「ふれあいひろば」を終日開室したことにより、児童生徒の個々の実態に応じた利用ができるようになり、通室児童生徒数が令和 3 年度より 187 人増加した。

(2) 課題

ア 引き続き、ICTを活用した不登校児童生徒への支援の充実を図る必要がある。

イ 「ふれあいひろば」については、引き続き、終日開室を行う環境を整えるとともに、児童生徒の実態に応じたさらなる支援の充実を図る必要がある。

(3) 対応方針

ア 引き続き、各学校において、不登校児童生徒への支援の充実を図るために、ICTを効果的に活用した学習支援等を充実させる。また、各学校と「ふれあい教室」間や「ふれあい教室」同士間でのオンラインによる意見交流等の活動を充実させていく。

イ 「ふれあいひろば」が不登校児童生徒の「居場所」、「学びの場」として充実するように、環境の整備を進めるとともに、児童生徒の多様なニーズに応じた支援を図る。

なお、学校における最重要課題の一つであり、子どもの命にも関わる取組項目として、「いじめ・不登校等対策の推進」を、令和5年度の重点取組項目とする。

第1 事務の目的・概要

地域住民や保護者等の学校運営への参画を一層促すとともに、各学校と地域が地域人材を活用し、地域の特性を生かした特色ある取組を実施することなどにより、将来のまちづくりの担い手である子どもたちの健全育成を図る「地域とともにある学校づくり」と「学校を核とした地域の活性化」を推進する。

第2 課題等への対応方針

1 学校運営協議会の設置・運営（コミュニティ・スクール）

全ての市立小・中・高等学校、中等教育学校、特別支援学校をコミュニティ・スクールとし、学校運営協議会において、学校と地域住民、保護者等が学校の運営やそのために必要な支援に関する協議を行う。

2 学校教育活動地域連携推進事業の実施

令和3年度まで実施した感動体験推進事業を「地域社会を支える人材の育成」を主眼とし、それに必要な資質を育成することを目的としたものに見直し、全ての市立幼稚園、小・中学校、中等教育学校、特別支援学校において、地域人材等を学校教育活動の中に活用した取組を実施する。

3 まちぐるみ「教育の絆」プロジェクトの実施（中学校）

コーディネーター及び学習支援者の確保に向けて、教育委員会が人材確保に係る実施校での事例を集約し、各学校に情報提供するとともに、学校運営協議会や地域の団体等に事業内容について説明し、協力を依頼する。

第3 令和4年度における管理・執行状況

1 学校運営協議会の設置・運営（コミュニティ・スクール）

令和4年4月に全ての市立小・中・高等学校、中等教育学校、特別支援学校に学校運営協議会を設置し、会議を年4回程度実施した（図表29）。

【図表29】学校運営協議会の設置校数の推移

（単位：校）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
小学校（※1）	0	21	138
中学校（※2）	3	12	63
高等学校	0	7	7
中等教育学校	0	1	1
特別支援学校	0	1	1
計	3	42	210

（※1）設置校数のうち、小中一貫教育校3校を含まない。

（※2）設置校数のうち、小中一貫教育校3校を含む。

2 学校教育活動地域連携推進事業の実施

全ての市立幼稚園、小・中学校、中等教育学校、特別支援学校において、それぞれの歴史的、地理的、人的資源等の地域特性や児童生徒等の発達段階を踏まえ、「地域の自然・歴史」、「伝統文化」、「キャリア教育」の3つのテーマから学校運営協議会等と協議しながら、地域の特性に応じたテーマを選択し、地域人材等を活用した取組を年に2回程度行った（図表30）。

【図表30】令和4年度校種別テーマ実施状況（単位：回）

	自然・歴史	伝統文化	キャリア教育	計
幼稚園	3	16	3	22
小学校	165	96	48	309
中学校	15	13	42	70
中等教育学校	0	0	1	1
特別支援学校	0	2	0	2
計	183	127	94	404

3 まちぐるみ「教育の絆」プロジェクトの実施（中学校）

令和4年度から新たに実施する学校（7校）に対して、コーディネーターや学習支援者の確保に向けて、地域による教育支援活動の内容及びPTAや地域住民、非常勤講師を学習支援者として活用している事例を紹介するとともに、事業の進め方等を説明した（図表31）。

【図表31】まちぐるみ「教育の絆」プロジェクト実施校数の推移

平成30年度	平成31年度 (令和元年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度
32校	40校	48校	56校	63校

第4 管理・執行状況に関する評価、課題及び対応方針

1 学校運営協議会の設置・運営（コミュニティ・スクール）

(1) 評価

全ての学校に学校運営協議会を設置することができた。また、中には、学校運営協議会において地域の特性を生かした教育課程や地域行事について協議を行うことにより、地域と連携した防災教育活動や地域行事への児童生徒のボランティア参加等、より活発な活動につながった学校があった。

(2) 課題

児童生徒の実態や地域の実情を踏まえた教育活動がさらに充実するよう、協議を活性化させる必要がある。

(3) 対応方針

全ての学校に設置している学校運営協議会を着実に運営するとともに、コミュニティ・スクールの理解を深め、よりよい運営になるよう、全学校の教職員と学校運営協議会の委員を対象として、好事例を紹介する研修などを実施する。

2 学校教育活動地域連携推進事業の実施

(1) 評価

学校運営協議会の委員等を通じて地域の自然・歴史や伝統文化等の専門家を講師に招き、地域特性を踏まえた取組や教員だけでは指導することが難しい内容の取組を実現させるこ

とができた。

(2) 課題

令和 4 年度は事業開始の年であり、学校運営協議会で協議することができず令和 3 年度までの取組を踏襲している学校があった。学校運営協議会での議論を活性化させ、地域の特性をより生かした取組につなげる必要がある。

(3) 対応方針

各学校が地域人材等を学校教育活動に活用する取組をより充実していけるよう、研修会等で好事例を全学校に紹介するとともに、人材確保に向けた支援の強化や年間の実施回数の上限緩和などに取り組む。

3 まちぐるみ「教育の絆」プロジェクトの実施（中学校）

(1) 評価

コーディネーター等を対象とした説明会を 4 月に実施し、学習支援の効果的な実施方法や事務処理等について確認を行い、新規校は家庭・地域による教育支援活動を円滑に開始することができた。

(2) 課題

学習支援者の確保や、コーディネーターの高齢化に伴う人材の確保が必要である。

(3) 対応方針

コーディネーター及び学習支援者の人材の確保に向けて、必要に応じて学校運営協議会等の場で新たな候補者の検討を促すとともに、「大学生による学校支援活動」の紹介などを行う。

なお、学校と地域住民等が連携・協働しながら将来のまちづくりの担い手となる子どもたちの育成を図る取組項目として、「地域とともにある学校づくりの推進」を、令和 5 年度の重点取組項目とする。

ウ 子どもの安全対策の推進

第1 事務の目的・概要

通学時等に発生する犯罪や事故から子どもを守るため、保護者や地域の方々等の協力を得ながら、子どもを地域全体で守っていく態勢づくりを推進するとともに、関係機関等と連携を図りながら、子どもの安全対策を推進する。

第2 課題等への対応方針

1 「子ども安全の日」事業の推進

地域の安全は地域で守るという自主的・持続的な防犯活動として、引き続き、本市の小学生が下校中に尊い命を奪われた事件を踏まえ、毎月22日の「子ども安全の日」を中心に、学校・家庭・地域において、それぞれの実態に応じた子どもの安全を守るための様々な取組を実施する。

2 地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業の実施

年間300件程度の不審者事案が発生している実態を踏まえ、地域学校安全指導員による幼稚園・小学校への巡回訪問を定期的実施し、子どもの見守り活動を行うとともに、教職員及び学校安全ガードボランティア等に対し、元警察官としての豊富な経験や知識に基づいた助言・指導を行うほか、不審者事案発生時には、学校・家庭・地域及び警察等の関係機関と情報を共有するなど、学校安全体制の整備に関する取組を推進する。

3 登下校体制の整備

児童の安全確保のため、引き続き、小学校新入学児童を対象に防犯ブザーの支給を行う。また、各小学校において、防犯ブザー所持の必要性について、様々な機会を捉えて、児童への指導及び保護者への啓発に取り組み、所持率の向上を図る。

4 見守り・巡回活動等の推進

(1) 見守り・巡回活動

学校運営協議会等の場を活用して、登下校における子どもの安全確保に対する保護者・地域の理解を深め、組織的な見守りボランティアの確保や、「8・3（ハチサン）運動（通勤時や買い物、散歩などの日常生活の中で実施する見守り活動）」の推進に取り組む。

また、地域や地元の企業・学生の取組の把握に努め、協力いただいている方々の活動の様子を積極的に広報するとともに、本市が包括的連携協定を締結している企業等に対し、子どもの見守り活動等への協力について働きかける。

さらに、区役所に青色回転灯を装備した車両、小学校等に「みんなで守ろう子どもの安全」（ステッカー）を掲出した原動機付自転車を配備し、見守り・巡回活動を効果的に実施するとともに、原動機付自転車の更新計画を作成し、必要台数の計画的更新に努める。

(2) 通学路の安全対策

通学路の合同点検等に基づく安全対策が完了していない箇所について、道路管理者及び警察等の関係機関と連携し、順次、対策を実施するとともに、児童への安全指導を繰り返し行い、通学路の安全確保を図る。

第3 令和4年度における管理・執行状況

1 「子ども安全の日」事業の推進

毎月22日の「子ども安全の日」を中心に、学校では集団登下校や防犯教室、不審者対応避難訓練等を、家庭・地域では登下校時の見守り活動等を実施した。その中でも、11月は、全小学校で、安全について考える朝会や見守り活動でお世話になっている地域の方々へ感謝の気持ちを表す「見守り感謝の会」等、学校・地域の実態に応じた取組を実施した。

また、日本郵便株式会社との子どもの見守り活動に関する協定に基づき、11月22日から、郵便配達用車両等への「子ども安全の日」啓発ステッカーの貼付や郵便局内外への「子ども安全の日」幟旗の掲出により普及啓発を行ったほか、郵便局職員の業務に支障のない範囲で見守り活動（あいさつ運動）への参加など、子どもを見守る大人の目を増やす取組を実施した。

2 地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業の実施

地域学校安全指導員による幼稚園や小学校への巡回訪問を月2回程度（延べ3,484回）実施し、子どもの見守り活動を行うとともに、教職員や学校安全ガードボランティア等に対し、学校安全体制に関する助言・指導を行った。また、不審者事案発生時には、学校・家庭・地域及び関係機関等で不審者情報を共有して注意喚起を図るとともに、緊急性の高い事案が発生した場合には、集団登下校の見守りや緊急パトロールを行った。さらに、幼稚園や学校で防犯教室や不審者対応訓練を実施するなど、学校安全体制整備に係る取組を実施した。

3 登下校体制の整備

小学校の新入学児童（約1万人）に防犯ブザーを支給するとともに、小学校において、「子ども安全の日」などの機会に、全学年を対象とした防犯ブザーの点検や使用方法等の指導、保護者への啓発を行った（図表32）。

【図表32】防犯ブザー所持率の推移

区分	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度
全児童防犯ブザー所持率	84%	83%	85%	84%	86%

4 見守り・巡回活動等の推進

(1) 見守り・巡回活動

地域において、約500団体、約3万4千人のボランティアによる組織的な見守り活動を行っていただくとともに、これまでに約6万4千人の市民の方に本市が作成した見守り活動用のカバン札等を配付し、「8・3運動」を行っていただいた（図表33）。

また、幼稚園や学校を通じて地域や地元の企業等による取組状況を把握し、定期的に見守り活動を行っている企業等12団体や「広島市安全なまちづくり功労表彰」を受賞した個人14人及び4団体の取組について、本市ホームページで紹介するとともに、日本郵便株式会社との子どもの見守り活動に関する協定に基づき、上記1に記載の取組を行った。

さらに、区役所に配備している青色回転灯車両（各1台）、小学校等に配備している「みんなで守ろう子どもの安全」（ステッカー）を掲出した原動機付自転車（計68台）を活用して、事務連絡等の業務を兼ねて地域のパトロールを実施した。加えて、経年劣化による故障が頻発している原動機付自転車の更新について検討するため、使用状況の調査（使用日数、使用回数、総走行距離等）を実施し、計画的に更新を進めていくための予算措置を行った。

(2) 通学路の安全対策

千葉県八街市で発生した下校中の複数の児童が死傷した事故を受けて、令和3年度に実施した緊急合同点検等により、対策が必要であるとした223か所と、令和2年度以前に実施した合同点検箇所等のうち対策が完了していない26か所を合わせた計249か所(89校)について、学校による通学路の変更や児童への安全指導、関係機関による交通安全施設の整備等の対策を順次進め、令和4年度中に新たに65か所(計223か所)の対策が完了した(未了は26か所)。

【図表 33】見守り活動者数の推移

区 分		平成30年度	平成31年度 (令和元年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度
見守り 活 動 (10万人 構 想)	組織的な見守り活動者数	3万9,000人	3万8,000人	3万9,000人	3万6,000人	3万4,000人
	日常生活に組み込まれた見守り活動者数	6万2,000人	6万2,000人	6万2,000人	6万3,000人	6万4,000人
	計	10万1,000人	10万人	10万1,000人	9万9,000人	9万8,000人

第4 管理・執行状況に関する評価、課題及び対応方針

1 「子ども安全の日」事業の推進

(1) 評価

毎月22日の「子ども安全の日」を中心に、学校・家庭・地域において、子どもの安全について考え行動する様々な取組を計画的に実施することにより、児童の自己防衛意識の高揚を図るとともに、地域全体で子どもを守る市民意識の醸成を図ることができた。

(2) 課題

本市の小学生が下校中に尊い命を奪われた事件を踏まえ、毎月22日の「子ども安全の日」を中心に、引き続き、学校・家庭・地域がそれぞれの役割に応じて互いに連携し、地域全体で子どもを守る取組を着実に推進していく必要がある。

(3) 対応方針

地域の安全は地域で守るという自主的・持続的な防犯活動が着実に実施できるよう、引き続き、毎月22日の「子ども安全の日」を中心に、学校・家庭・地域において、それぞれの実態に応じた様々な取組を実施する。

2 地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業の実施

(1) 評価

地域学校安全指導員が教職員や学校安全ガードボランティア等に対し、元警察官としての豊富な経験や知識に基づいた助言・指導を行うとともに、不審者事案発生時には、学校・家庭・地域及び警察等の関係機関と情報を共有し、必要に応じて見守りパトロールを行うことにより、地域全体で学校安全体制の整備に関する取組を推進することができた。

(2) 課題

学校等を通じて把握した不審者事案の発生件数は、255件であった。ここ数年、年間300件程度の事案が発生していたが、近年、減少傾向に転じている。しかしながら、子どもが犯罪に巻き込まれることのないよう、引き続き、地域全体で学校安全に取り組む体制を維持し

ていく必要がある。

(3) 対応方針

年間を通じて相当数の不審者事案が発生している実態を踏まえ、引き続き、地域学校安全指導員による幼稚園や小学校への巡回訪問を定期的実施し、子どもの見守り活動を行うとともに、教職員及び学校安全ガードボランティア等に対し、元警察官としての豊富な経験や知識に基づいた助言・指導を行うほか、不審者事案発生時には、学校・家庭・地域及び警察等の関係機関と情報を共有して必要な対応を行う。

さらに、地域の見守りボランティア団体に活動用ジャンパーを計画的に配付することにより参加者の意欲向上を図るとともに、学校運営協議会等で見守り活動への参加を呼びかけることなどにより新たな担い手の確保に努め、学校安全体制の整備に関する取組を推進する。

3 登下校体制の整備

(1) 評価

小学校新入学児童全員に防犯ブザーを支給するとともに、全児童を対象とする防犯ブザーの点検や使用方法等の指導、保護者への啓発に取り組んだ結果、防犯ブザーの所持率は86%となり、令和3年度より2ポイント上昇した。

(2) 課題

防犯ブザーの所持率の向上を図るとともに、児童が危険を察知したときに防犯ブザーを適切に使用できるよう、引き続き、定期的に防犯ブザーの所持状況を確認し、児童への指導や保護者への啓発に取り組む必要がある。

(3) 対応方針

引き続き、小学校新入学児童を対象に防犯ブザーの支給を行うとともに、小学校において、防犯ブザーの所持の必要性や適切な使用について、様々な機会を捉えて、児童への指導や保護者への啓発を行うことにより、所持率の向上を図り、児童が適切に使用できるように取り組む。

4 見守り・巡回活動等の推進

(1) 見守り・巡回活動

ア 評価

登下校の子どもを見守る10万人の態勢を概ね維持することにより、子どもの安全の確保を図るとともに、見守り活動に協力いただいている地域の方々や企業等の活動の様子を広報することや、日本郵便株式会社との協定に基づいた子どもの見守り活動に取り組むことで、子どもを守る市民意識の醸成を図ることができた。

また、区役所に配備している青色回転灯を装備した車両及び小学校等に配備している「みんなで守ろう子どもの安全」(ステッカー)を掲出した原動機付自転車を実率的に運行し、見守り・巡回活動を効果的に実施するとともに、原動機付自転車の実態調査等により、学校ごとの利用状況やニーズを把握し、電動アシスト付き自転車への移行を含め、計画的に更新していくための予算措置を進めることができた。

イ 課題

子どもに大人の目が常に注がれる状況を作り出していくため、今後も、登下校における子どもの安全確保に対する保護者・地域の理解を深め、組織的な見守りボランティアの確

保や、「8・3運動」を推進し、概ね10万人の態勢を維持していく必要がある。

また、地域、地元の企業や学生が取組の把握に努め、協力いただいている方々の活動の様子を積極的に広報することなどを通じて、見守りの担い手の裾野を広げていく必要がある。

さらに、導入から16年が経過した原動機付自転車については、学校のニーズを踏まえつつ、計画的に必要な台数を更新していく必要がある。

ウ 対応方針

学校運営協議会等の場を活用して、登下校における子どもの安全確保に対する保護者・地域の理解を深め、組織的な見守りボランティアの確保や、「8・3運動」の推進に取り組む。

また、地域、地元の企業や学生が取組の把握に努め、協力いただいている方々の活動の様子を積極的に広報するとともに、本市が包括的連携協定を締結している企業等に対し、子どもの見守り活動等への協力が得られるよう働きかける。

さらに、区役所に青色回転灯を装備した車両、小学校等に「みんなで守ろう子どもの安全」(ステッカー)を掲出した原動機付自転車を配備し、見守り・巡回活動を効果的に実施するとともに、引き続き、原動機付自転車や電動アシスト付き自転車の計画的な更新に努める。

(2) 通学路の安全対策

ア 評価

合同点検等により安全対策が必要な箇所について、道路管理者及び警察等の関係機関と連携して、横断歩道のカラー化や区画線の引き直し等の実施により、通学路の安全対策を推進することができた。

イ 課題

通学路の安全対策が完了していない26か所について、道路管理者及び警察等の関係機関と連携し、順次、対策を実施するとともに、児童への安全指導を繰り返し行うほか、早期の対応が困難な箇所については、暫定的な安全対策や、中長期的な観点から安全対策に取り組む必要がある。

ウ 対応方針

引き続き、道路管理者及び警察等の関係機関と連携して、順次、安全対策を実施するとともに、児童への安全指導を繰り返し行うほか、地域ぐるみで行う見守り活動の充実や通学路の安全対策が一層進むよう、学校運営協議会を積極的に活用して協議を行うことにより、通学路の安全確保を図る。

第1 事務の目的・概要

学校においてこれまで教職員が担ってきた役割の見直しと業務の効率化を図り、メリハリのある働き方を進めることで教職員の心身の健康を保持し、児童生徒に向き合う時間を十分に確保することにより、児童生徒に対する総合的な指導を持続的に行うことのできる学校教育体制を構築する。

平成30年12月に策定した「広島市の学校における働き方改革推進プラン」（以下、この項目において「プラン」という。）については、令和3年11月に時点修正を行い、引き続き「長時間勤務の解消」及び「休暇取得の促進」の観点から設定した3つの達成目標を掲げて、取組を進めている（図表34）。

【図表34】プランに掲げる達成目標

区分	指標	目標値
目標1	全教職員の年間月平均の勤務時間外の在校等時間	45時間以下
目標2	連続した3か月平均で勤務時間外の在校等時間が80時間超の教職員の割合	0%
目標3	年次有給休暇の平均取得日数	16日以上

第2 課題等への対応方針

プランに掲げる目標の達成に向けて、モデル校での先導的な取組や保護者・地域等と協働した取組など、引き続き実効性のある取組を進めるとともに、現行プランの計画期間の最終年度となることから、これまでの取組の総括を行い、更なる働き方改革の推進に向けて必要となる取組の検討を進める。

長時間勤務の解消については、部活動に係る負担軽減を図るため、部活動指導員の配置拡大等と併せて、中学校の休日における部活動の地域移行について、国の動向を注視しながら検討を進める。

また、教頭・主幹教諭等が担う業務の削減を図るため、教頭会等と連携し、業務分担の見直しや業務の効率化に向けた環境整備に取り組む。

年次有給休暇の取得促進については、園長・校長等に対して計画的な休暇取得の重要性に関する啓発等を行うとともに、夏季休業期間中の学校閉庁日の拡大や冬季休業期間中における学校一斉閉庁の実施など、休暇を取得しやすい環境整備に向けた取組を実施していく。

さらに、ウェブ等により教職員アンケート調査を実施するなど、これまでの取組の総括を行い、次期プランの策定に向けた検討作業を進める。

第3 令和4年度における管理・執行状況

プランに掲げた26の取組項目については、PDCAサイクルに基づく計画の下、スクールサポートスタッフの活用（配置人数：260人）、中学校部活動指導員の配置（配置人数：162人）、スクールロイヤーの活用（利用回数：24回）などの取組を進めるとともに、夏季休業期間中の学校一斉閉庁を拡大して実施し（拡大実施した幼稚園・学校総数：67校）、冬季休業期間中においても学校一斉閉庁を実施した。また、部活動に係る負担軽減について、中学校の休日における部活動の地域移行に向けた意見交換会を実施し、「地域移行モデル」のイメージをとり

まとめた。

モデル校においては、教頭・主幹教諭等が担う業務の見直し、小学校における教科担任制や授業交換の実施、会議の実施方法の見直し、ICTの活用による校務の効率化、職員室のレイアウト見直しなどの取組を実施した。また、効果のあった取組等についてリーフレットにまとめ、園・校長会で報告するとともに、本市ホームページに掲載し、学校関係者や市民に対して普及・啓発を図った。

さらに、現行プランの最終年度に当たることから、教職員アンケート調査（対象者：抽出した60園・校に勤務する教職員2,129人）を実施するなど、これまでの取組の総括を行い、次期プランの素案をとりまとめた。

なお、プランの達成目標に対する実績は次のとおりであった（図表35）。

【図表35】プランの達成目標の実績の推移

区分	指標	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度
目標1	全教職員の年間月平均の勤務時間外の在校等時間	38.7時間	34.2時間	33.5時間	34.4時間	33.7時間
目標2	連続した3か月平均で勤務時間外の在校等時間が80時間超の教職員の割合	9.0%	3.5%	4.9%	4.9%	4.8%
目標3	年次有給休暇の平均取得日数	12.2日	12.8日	10.6日	14.1日	15.0日

（参考）プランに掲げる26の取組項目

①登下校に関する対応の見直し、②園内清掃等の実施方法の見直し、③授業準備などにおけるスクールサポートスタッフの活用、④スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの活用、⑤スクールロイヤーの活用、⑥就職指導に係る外部人材の活用、⑦学校行事等の見直し、⑧放課後児童クラブの運営体制の見直し、⑨学校事務職員の役割の明確化・学校運営への参画強化、⑩学校納入金の徴収・管理の標準化・効率化、⑪調査・報告等の縮減、⑫学校を通じたイベント案内等の配布物の見直し、⑬研修・会議・説明会等の適正化、⑭ICT環境の整備・活用の推進、⑮業務の効率化に向けた学校における職場環境改善の促進、⑯教育委員会の体制等の見直し、⑰定時退校日の実施、⑱学校との連絡方法等の見直し、⑲部活動休養日の拡大等、⑳部活動対応の見直し（部活動指導員の配置）、㉑学校閉庁日の実施、㉒学校評価等における働き方改革関連目標の設定、㉓人事評価における働き方改革関連目標の設定、㉔働き方改革に係る管理職マネジメント研修の充実、㉕経験年数等に応じた働き方改革に係る研修の充実、㉖保護者・地域等と協働した働き方改革の推進

第4 管理・執行状況に関する評価、課題及び対応方針

1 評価

プランの3つの達成目標のうち、「全教職員の年間月平均の勤務時間外の在校等時間」については達成することができた。

一方で、「連続した3か月平均で勤務時間外の在校等時間が80時間超の教職員の割合」については、目標を達成することができなかったが、令和3年度より数値が改善しており、プラン策定時（平成30年度）と比べて、半分程度に減少している。なお、校種別では、中学校及び中等教育学校の割合が高く、職位別では、園長・校長・教頭・主幹教諭・部主事といった管理職等の割合が高くなっている。

また、「年次有給休暇の平均取得日数」については、目標を達成することができなかったが、長期休業期間中の取得が進んだことなどから、令和3年度より数値が改善しており、プラン策定時と比べて、2.8日増加している。なお、校種別では、幼稚園の取得日数が少なく、職位別では、管理職等の取得日数が特に少なくなっている（図表36）。

【図表36】令和4年度に達成できなかった目標の校種別、職位別の実績

○連続した3か月平均で勤務時間外の在校時間が80時間超の教職員の割合

校種	幼稚園	小学校	中学校	高等学校	中等教育学校	特別支援学校
	0.0%	1.9%	10.4%	7.7%	10.9%	6.1%

職位等	管理職等	その他の教諭	事務職員等
	19.0%	4.8%	0.2%

○年次有給休暇の平均取得日数

校種	幼稚園	小学校	中学校	高等学校等	中等教育学校(前期)	特別支援学校
	11.2日	15.9日	13.4日	13.1日	13.2日	16.0日

職位等	管理職等	その他の教諭	事務職員等
	8.0日	15.6日	16.0日

2 課題

プランに基づく取組の結果、達成目標に掲げた数値の改善が進んでいる一方、個々の取組については、一定の成果は出ているが見直しが必要なもの、新たにプランに位置付けるべきもの等があることも明らかになってきたことから、次期プランを策定し、取組の成果がこれまで以上に教育の質の向上につながるよう、引き続き取組を進めていく必要がある。

次期プラン策定に当たり、3つの達成目標のうち、達成できた「全教職員の年間月平均の勤務時間外の在校等時間」については、今後は、教職員一人一人の勤務実態により着目できるよう、見直し必要がある。また、達成できなかった2つの目標については、その要因等を踏まえながら、モデル校での先導的な取組や保護者・地域等と協働した取組などを実施していくことで、引き続き達成に向けて取り組んでいく必要がある。

個々の取組項目については、教職員を対象としたアンケート調査結果において、「勤務時間外の在校の要因となっている業務」として、全校種・全職位では「授業準備」、「保護者対応」、「職員間の打ち合わせ・指導・相談」が、中学校教員では「部活動・クラブ活動」が、管理職等では「調査物・報告書等対応」が、また、「年次有給休暇を取得する上で支障となる要因」として、全校種・全職位では「授業がある」、「同僚に迷惑がかかりそう」、「会議・研修がある」が、管理職では「職責上、取得しづらい」が上位に挙げられている（図表37）。

このため、まずは、全校種・全職位における結果を踏まえた上での対策を実施するとともに、特に課題のある中学校や管理職における固有の課題に応じた対策を講じていく必要がある。

【図表 37】教職員アンケート調査結果

○勤務時間外の在籍の要因となっている業務

全校種・全職位	特に解決すべき課題を抱えている校種・職位	
	中学校	管理職等（教頭）
授業準備 (約 64%)	授業準備 (約 63%)	調査物・報告書等対応 (約 89%)
保護者対応 (約 40%)	部活動・クラブ活動 (約 62%)	職員間の打合せ・指導・相談 (約 72%)
職員間の打合せ・指導・相談 (約 39%)	保護者対応 (約 45%)	学校経営 (約 62%)

○年次有給休暇を取得する上で支障となる要因

全校種・全職位	特に解決すべき課題を抱えている校種・職位	
	幼稚園	管理職等
授業がある (約 63%)	同僚に迷惑がかかりそう (約 63%)	職責上、取得しづらい (約 77%)
同僚に迷惑がかかりそう (約 52%)	授業がある (約 53%)	会議・研修等がある (約 35%)
会議・研修等がある (約 39%)	会議・研修等がある (約 42%)	同僚に迷惑がかかりそう (約 22%)

3 対応方針

次期プランを策定し、「子どもたちにより良い教育を提供する」という教育の質の向上を目指すことに軸足を置き、学校と教育委員会、その他全ての関係者が一体となって取組を推進する。

次期プラン策定に当たり、3つの達成目標については、達成できた目標1は変更し、達成できなかった目標2・3については、引き続き目標として設定した上で、数値の一層の改善に向けて取組を進める。

また、個々の取組項目については、これまでの取組状況やアンケート調査結果等を踏まえ、項目の入替えや統合、内容の見直しを行うとともに、部活動の負担軽減や調査・報告等の負担軽減に関する項目など、教職員のニーズが高く、特に効果が大きいと考えられる項目を重点項目として設定し、PDCA サイクルの下、取組の着実な推進を図る。

さらに、小学校、中学校の各2校をモデル校に指定し、先導的かつ実践的な取組を実施するとともに、その成果を全園・校に普及させる。

なお、教員が子どもとしっかり向き合い、個に応じたきめ細かな指導を行うための取組項目として、「学校における働き方改革の推進」を、令和5年度の重点取組項目とする。

1 一人一人を大切に教育の実現に関する事務

(3) 次代を担う青少年の育成に関すること

ア キャリア教育の推進

第1 事務の目的・概要

学校教育活動を通じて、一人一人の社会的・職業的自立に向け、また、将来の地域社会の担い手となることができるよう、地元企業等での体験学習等を通じて、それに必要な能力や態度を育成する。

第2 課題等への対応方針

各学校において、キャリア教育を年間指導計画に位置付け、働くことの意義や役割等を理解し、自らの生き方について考えていく学習を教科横断的に行うとともに、各校種で児童生徒の発達段階に応じた体験学習を行う。その一環として、本市ホームページでの募集や地元経済団体との連携強化等により地元の協力企業等を拡充し、体験活動（社会見学や職場体験学習、インターンシップ）や「ひろしまキャリア教育応援団」と連携した職業講話等の充実を図る。

第3 令和4年度における管理・執行状況

小学校では、低学年で実施するまち探検や中学年から高学年において実施する社会見学を通して広島市内の産業や職業について学んだ。また、教員が、教科指導の視点だけでなく、キャリア教育の視点をもって体験活動に臨めるよう、計画訪問や要請訪問の機会を捉え、指導主事が指導助言を行った。

中学校では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響から、ほとんど実施できなかった令和2、3年度と比較すると職場体験学習の実施校は回復傾向にある。また、地元の経済団体（広島商工会議所、広島経済同友会、広島県経営者協会、中国経済連合会）で組織する「ひろしまキャリア教育応援団」に協力する企業数が増え、それに伴って職業講話を実施する学校も増えている（図表38）。

職業講話においては、複数の業種から講師を招聘し、生徒が様々な業種について学ぶことができるようにする等の工夫が見られ、生徒からも、「自分の将来を考えるきっかけになって良かった」、「自分の知らない新たな興味深い話を聞いて、とても良かった」等感想が寄せられるなど、幅広く将来のキャリアについて考える機会となった。

【図表38】 職場体験学習及びひろしまキャリア教育応援団からの講師派遣による職業講話実施校等（中学校）

	平成31年度 (令和元年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度
職場体験学習	61校	2校	5校	12校
ひろしまキャリア教育応援団協力企業数	6	6	34	42
職業講話 (ひろしまキャリア教育応援団からの講師派遣による)	1校 (講師6人)	9校 (講師40人)	24校 (講師113人)	33校 (講師137人)

高等学校のインターンシップ参加者数は、就職コーディネーターや各校の進路指導部による企業への働きかけにより、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で十分に実施ができなかった令和2、3年度と比べると回復傾向にあり、参加した生徒にとって職業観、勤労観を醸成し、自己の職業適性や将来設計について考える機会となった（図表39）。

また、「プロフェッショナル人材活用事業」として、生徒の学習意欲や職業意識をより一層高めるため、産業界の一线で活躍している企業人や大学教授などによる講義を全校で実施した。

【図表39】インターンシップ参加者数（高等学校）

平成31年度 (令和元年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度
359人	2人	82人	141人

第4 管理・執行状況に関する評価、課題及び対応方針

1 評価

各教科や特別活動等のねらいや、児童生徒の実態を踏まえて、各学校においてキャリア教育を年間指導計画に位置付け、小・中・高等学校それぞれの発達段階に応じた体験学習を通して、児童生徒が働くことの大切さや地元企業のよさ等を学び、自己の将来の在り方について考える契機とすることができた。

また、職場体験学習や職業講話の実施校数、インターンシップ参加者数は増加しており、幅広く将来のキャリアについて考える機会を設けることができた。

2 課題

将来の地域社会の担い手として働くことの意義の理解を深め、生徒が地元企業の活動に関心を持つきっかけとなるよう、地元の協力企業等を拡充し、体験活動（社会見学や職場体験学習、インターンシップ）や「ひろしまキャリア教育応援団」を活用した職業講話を充実させる必要がある。

3 対応方針

引き続き、各学校において、キャリア教育を年間指導計画に位置付け、働くことの意義や役割等を理解し、自らの生き方について考えていく学習を教科横断的に行うとともに、中学校では職場体験、高等学校ではインターンシップを充実させるなど、各校種で児童生徒の発達段階に応じた体験学習を行う。その一環として、本市ホームページ、SNSでの募集や地元経済団体との連携強化等により地元の協力企業等を拡充し、体験活動（社会見学や職場体験学習、インターンシップ）や「ひろしまキャリア教育応援団」と連携した職業講話等の充実を図る。

1 一人一人を大切にできる教育の実現に関する事務

(4) 青少年の健全な心身の育成と社会性のかん養に関すること

ア 青少年と電子メディアとの健全な関係づくりの推進

第1 事務の目的・概要

「青少年と電子メディアとの健全な関係づくりに関する条例」に基づき、電子メディアと上手に付き合い、情報を正しく活用できる青少年の育成を図ることを目的に、以下の基本方針に基づいて事業を実施する。

【基本方針】

- (1) 電子メディアに過度に依存する青少年を電子メディアから引き離すこと。
- (2) 青少年に電子メディアを通じて有害情報の閲覧又は視聴をさせないようにすること。
- (3) 青少年に電子メディアを適正に利用するために必要な知識及び能力を習得させるようにすること。

第2 課題等への対応方針

1 10^{テン}オフ運動の推進

年2回の強化週間を設け、児童生徒や保護者に対し、10 オフ運動が基本的な生活習慣の確立等の観点からも重要であることについて一層の理解を促す。また、ルールづくりワークシートを児童生徒に配布することなどにより、家庭でルールを決めている児童生徒の割合を増やす。さらに、普段から「10 オフ運動」に取り組んでもらえるよう、新たに、「毎月10日は10 オフ運動の日」のポスター等を各学校へ配布し、取組を推進する。

2 電子メディアに関する講習会等の開催及び電子メディア・インストラクターの養成

(1) 電子メディアに関する講習会等の開催

広島市電子メディア協議会、学校、広島市PTA協議会、広島市青少年健全育成協議会等との連携の下、新たな脅威に対応できるよう情報セキュリティに関する内容を充実させることなどにより、電子メディアの適正な利用に向けて、積極的に講習会を活用してもらえるように働きかけを行う。

(2) 電子メディア・インストラクターの養成

インストラクター認定者のうち講習会で講師として活躍できる人材を育成するため、引き続き、電子メディア協議会と連携し、プレゼンテーション能力の向上研修に加え、講師経験があるインストラクターによる実践例の紹介などを内容とする研修を実施する。

3 情報モラル教育の推進

(1) SNS教育セミナーの開催

総務省などの関係機関と連携し、インターネットに関する社会問題等を踏まえた講演にするなど内容を充実するとともに、保護者等に広く参加を呼び掛けた上で、セミナーを開催する。

(2) 電子メディア啓発動画コンテストの実施

より多くの児童生徒が、電子メディアとの上手な付き合い方などを主体的に考えることができるよう、コンテストへの応募について学校に働きかけるとともに、様々な機会を捉え入

選作品を活用する。

第3 令和4年度における管理・執行状況

1 10 オフ運動の推進

全市立小・中学校、広島市PTA協議会、広島市電子メディア協議会との連携の下、児童生徒を対象に夏季及び冬季の長期休業前の一週間（7月4日～7月10日、12月5日～12月11日）を強化週間に設定し、各学校の児童会・生徒会の協力を得ながら、「夜9時以降は送信しない」、「遅くとも夜10時までには使用をやめる」、「家庭で話し合っ使用に関するルールをつくる」といった取組を推進することで、規則正しい生活習慣の定着やルールづくりなどについて働きかけを行った。

また、強化週間にあわせて、「睡眠時間リズムを作ろう」ワークシートなどの指導用資料を全学校に提供するとともに、「全校一斉生活リズムカレンダー実施週間」を設定し、生活リズムカレンダーに毎日記録させることで、自身の生活習慣についての振り返りを行わせた。

さらに、「毎月10日は10オフ運動の日」をスローガンに10オフ運動の取組が日頃から定着するよう児童生徒に働きかけを行った。

加えて、スマートフォン販売店に対して、児童生徒にスマートフォンを販売する際に、保護者に対して家庭でのルールづくりなどについて啓発を行うよう依頼した。

2 電子メディアに関する講習会等の開催及び電子メディア・インストラクターの養成

(1) 電子メディアに関する講習会等の開催

広島市電子メディア協議会と連携した講習会を実施するため、講習会案内チラシを市内全小・中・高等学校等へ配布するとともに、広島市電子メディア協議会ホームページに講習会の内容を掲載し、コロナ禍においても受講できるよう、オンラインによる講習会なども実施した（図表40）。

【図表40】電子メディアに関する講習会の参加人数及び開催回数の推移

区分	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度
電子メディアに関する講習会の参加人数	7,061人	8,863人	1,234人	10,581人	13,604人
電子メディアに関する講習会の開催回数	57回	56回	20回	48回	73回

(2) 電子メディア・インストラクターの養成

受講者が参加しやすくなるよう、オンラインによる視聴も選択できるようにした上で、新規インストラクターの養成講座（9月、2月）を開催した（図表41）。

また、電子メディアに関する講習会の講師として活躍できるインストラクターを育成するため、電子メディア協議会と連携し、オンライン模擬講習会などのスキルアップ研修会等（9回）を実施するとともに、他団体が開催する研修会へ参加させた。

さらに、引き続き、電子メディアに関する講習会で利用できる教材を広島市電子メディア協議会ホームページへ掲載するなど、コンテンツの共有化を進めた。

【図表 41】電子メディア・インストラクター新規認定者数の推移

区 分	平成 30 年度	平成 31 年度 (令和元年度)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
電子メディア・インストラクター新規認定者数	17 人	23 人	37 人	44 人	24 人
〔電子メディア・インストラクター認定者総数〕	(255 人)	(278 人)	(315 人)	(359 人)	(383 人)

3 情報モラル教育の推進

(1) SNS 教育セミナーの開催

保護者や青少年の指導的立場にある教育関係者等を対象として、総務省、広島県と共催で SNS 教育セミナーを 2 回（8 月、3 月）開催した。開催に当たっては、参加者が参加しやすくなるよう、オンラインによる視聴も選択できるようにするとともに、インターネットに関する最新動向を踏まえた講演内容とした（図表 42）。

【図表 42】SNS 教育セミナー参加人数の推移

区 分	平成 30 年度	平成 31 年度 (令和元年度)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
SNS 教育セミナー参加人数	23 人	24 人	93 人	128 人	162 人

※ 平成 30 年度、平成 31 年度（令和元年度）は 1 回開催

(2) 電子メディア啓発動画コンテストの実施

市立小・中・高等学校等の児童生徒が電子メディアとの付き合い方など（情報モラルやマナー、利用の仕方）を主体的に考え、取り組むため、電子メディア啓発動画コンテストを実施した（図表 43）。

また、コンテストの入選作品を YouTube にアップロードし、10 オフ運動強化週間に全学校に対して児童生徒への視聴を働きかけた。

【図表 43】電子メディア啓発動画コンテスト応募作品数の推移

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
応募作品数	32 作品	11 作品	34 作品

第 4 管理・執行状況に関する評価、課題及び対応方針

1 10 オフ運動の推進

(1) 評価

強化週間後のアンケート調査では、家庭でルールを決めている児童生徒については、令和 3 年度に引き続き多くの家庭でルールづくりを浸透させることができているが、令和 3 年度と比べると、小学校で 5.3 ポイント減少し、中学校で 0.9 ポイント増加した（図表 44）。

【図表 44】家庭でルールを決めている児童生徒の割合の推移

区 分	令和 3 年度		令和 4 年度	
	小学校	中学校	小学校	中学校
家庭でのルールを決めている	87.3%	69.8%	82.0%	70.7%

また、強化週間中に「夜 9 時以降は送信しない」と「遅くとも 10 時には使用をやめる」のどちらか一方でも 4 日以上達成できた児童生徒については、令和 3 年度に引き続き多くの児童生徒がスマートフォン等の使用時間を意識して生活することができているが、令和 3 年度と比べると、小学校で 2.6 ポイント、中学校で 2.8 ポイント減少している（図表 45）。

【図表 45】夜 9 時以降は送信しない、遅くとも 10 時までには使用をやめる児童生徒の割合の推移

区 分	令和 3 年度		令和 4 年度	
	小学校	中学校	小学校	中学校
夜 9 時以降は送信しない、遅くとも 10 時までには使用をやめる	92.0%	73.8%	89.4%	71.0%

さらに、中学校の一日平均 8 時間以上の睡眠をとった生徒については、令和 3 年度に引き続き、普段より強化週間が高くなっており、睡眠時間の確保を意識して生活することができているが、令和 3 年度と比べると、強化週間、普段共に減少している（図表 46）。

【図表 46】一日平均 8 時間以上睡眠をとった生徒の割合の推移

区 分	令和 3 年度		令和 4 年度	
	強化週間	普段	強化週間	普段
一日平均 8 時間以上睡眠をとった	50.1%	36.0%	47.4%	33.2%

(2) 課題

強化期間中に、「家庭でルールを決めている」小学生の割合や、「夜 9 時以降は送信しない」、「遅くとも 10 時までには使用をやめる」を達成している小学生・中学生の割合、一日 8 時間以上睡眠をとった中学生の割合が、令和 3 年度より低下していることから、向上に向けた取組を進めていく必要がある。

また、スクリーンタイムと体力・運動能力には関連があるという文部科学省の調査結果を踏まえた取組を行っていく必要がある。

(3) 対応方針

引き続き、年 2 回の強化週間等を設定し、児童生徒が友だち同士や家庭でのルール作りができるようワークシートを配布するなどにより、睡眠時間やスマートフォン・ゲームの使用時間などを振り返らせることで、規則正しい生活習慣の定着を粘り強く促していく。

また、体力向上研究校の取組と連携して、10 オフ運動の取組等を推進する。

2 電子メディアに関する講習会等の開催及び電子メディア・インストラクターの養成

(1) 電子メディアに関する講習会等の開催

ア 評価

広島市電子メディア協議会等と連携して行った講習会の参加人数は、過去最高の 13,604 人となり、多くの保護者や児童生徒に電子メディアの適正な利用について学ぶ機会を提供することができた。

イ 課題

スマートフォン等の普及によってインターネットがより身近なものとなり、SNS 上での個人情報流出といったトラブルへの対応や生成 AI の適正な利用方法などについての講習会を開催する必要がある。

ウ 対応方針

広島市電子メディア協議会、学校、広島市 PTA 協議会、広島市青少年健全育成協議会などと連携しながら、SNS 上でのトラブルへの対応や生成 AI の適正な利用方法など、保護者や児童生徒のニーズに応じた講習会を開催する。

(2) 電子メディア・インストラクターの養成

ア 評価

電子メディア・インストラクターの養成講座を開催することで、令和 3 年度より、認定者総数を増やすことができた。

また、講習会の講師として活動している人数は減少したものの、スキルアップ研修会において模擬講習会を実施することや、実際の講習会において OJT 研修を実施することで、認定者が講師を務める際に留意すべき点などについて理解を深めることにつながった(図表 47)。

【図表 47】 電子メディア・インストラクターのうち講習会の講師として活動した人数の推移

区 分	平成 30 年度	平成 31 年度 (令和元年度)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
講師数	23 人	19 人	17 人	20 人	18 人

イ 課題

講習会の開催回数は増加している一方で、実際に講師として活動できる者を増やす必要がある。

ウ 対応方針

引き続き、電子メディア協議会と連携しながら、新規インストラクターの養成に努めるとともに、インストラクター認定者が講習会で講師として活動できるよう、研修の充実などによりスキルアップを図る。

3 情報モラル教育の推進

(1) SNS 教育セミナーの開催

ア 評価

SNS 教育セミナーを開催するに当たり、会場とオンラインのいずれの方法でも参加できるようにするとともに、インターネットや SNS 利用のメリットやデメリットなど最新情報を取り入れた講演とすることにより、参加人数を増やすことができた。

イ 課題

より多くの保護者や、青少年の指導的立場にある教育関係者が、青少年に対し適切な助言ができるよう、継続して最新の情報や知識を提供していく必要がある。

ウ 対応方針

引き続き、保護者や教育関係者を対象に、総務省、広島県などの関係機関と連携し、SNS や生成 AI などインターネットに関する最新動向を踏まえたセミナーを開催する。

(2) 電子メディア啓発動画コンテストの実施

ア 評価

コンテストの応募作品数は令和 3 年度より増加しており、児童生徒が電子メディアとの上手な付き合い方などについて、主体的に考える機会になった。また、入選作品を 10 オフ運動強化週間に各学校で紹介することにより、同年代の児童生徒の視点から電子メデ

ィアとの上手な付き合い方などについて、啓発することができた。

イ 課題

引き続き、スマートフォンやインターネット等の電子メディアとの上手な付き合い方などについて、コンテストを通じて児童生徒に啓発していく必要がある。

ウ 対応方針

より多くの児童生徒が、電子メディアとの上手な付き合い方などを主体的に考えることができるよう、コンテストへの応募について学校に働きかけるとともに、入選作品のYouTube へのアップロードや各区役所のデジタルサイネージでの配信など、様々な機会を捉え入選作品を活用する。

第1 事務の目的・概要

広島市教育委員会（以下、この項目において「市教委」という。）と広島県警察（以下、この項目において「県警察」という。）が、緊密な連携により、非行防止対策の総合的かつ効果的な施策を推進するため、平成27年度に北庁舎別館内に設置した、市教委職員と県警察職員（警察官・少年育成官）が常駐する「少年サポートセンターひろしま」を核として、ワンストップで非行防止から立ち直りまでの一貫した支援等に取り組む。

第2 課題等への対応方針

県警察との連携による、居場所づくり（「少年サポートルーム」事業）において、小中学校の児童生徒等、低年齢の者を対象とした立ち直り支援活動を推進する。

また、生徒指導上の課題を抱える中学校等へ自立支援主任相談員等を派遣し、少年の非行防止・自立支援に取り組む。

さらに、ネットパトロールにより、ネット上の不適切な書き込みや投稿等の問題を早期に見出し、暴走族関係の情報についても収集に努め、関係機関と連携して対応を行う。

第3 令和4年度における管理・執行状況

1 市教委・県警察連携事業

(1) 「少年サポートセンターひろしま」による少年相談・立ち直り支援

電話や面会等により受け付けた相談事案について、事件性や非行の程度に応じ、市教委と県警察が連携して対応し、非行からの立ち直りに向けた支援などを行った（図表48）。

【図表48】少年相談受理件数の推移

区分	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度
件数	188件	174件	156件	186件	341件

(2) 居場所づくり（「少年サポートルーム」事業）

学力の補充や学習への意欲の向上を図るため、少年補導補助員や大学生ボランティアの協力を得ながら、個別の学習支援を行った。

また、コミュニケーション能力を向上させ、ルールを守る社会の一員としての成長を促すため、自己肯定感を高めることを目的とし、フラワーアレンジメントや陶芸教室等の体験活動のほか、グループワークを実施した（図表49）。

【図表49】「少年サポートルーム」の開催状況の推移

区分	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度
開催回数	45回	41回	24回	17回	44回
延べ参加 少年人数	387人	262人	44人	49人	148人

(3) 生徒指導上の課題を抱える学校への支援

学校からの要請に応じて、県警察スクールサポーターとして指定された自立支援主任相談員等を中学校等に派遣し、少年の非行防止や指導に当たる教員への支援に取り組んだ（図表 50）。

【図表 50】自立支援主任相談員等の派遣状況の推移

区 分		平成 30 年度	平成 31 年度 (令和元年度)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
中学校	学校数	3 校	4 校	3 校	2 校	2 校
	回数	349 回	326 回	420 回	374 回	391 回
小学校	学校数	0 校	0 校	0 校	1 校	0 校
	回数	0 回	0 回	0 回	13 回	0 回
計	学校数	3 校	4 校	3 校	3 校	2 校
	回数	349 回	326 回	420 回	387 回	391 回

(4) 街頭補導活動

市教委職員や広島校外教育連盟職員、青少年指導員などによる街頭補導活動により、問題行為少年の早期発見及び早期指導を行った。

活動時期：市教委職員の街頭補導活動（フラワーフェスティバル：5 月、ゆかたできん祭：6 月、えびす講：11 月）

市教委職員と広島校外教育連盟職員との合同街頭補導活動（6 月、7 月、10 月）

青少年指導員の地域での街頭補導（通年）

(5) 要保護少年※対策

「要保護児童対策地域協議会代表者会議」（7 月）に市教委職員が出席し、要保護少年の対策に関わる児童相談所等の関係機関との情報共有を行った。

※ 児童虐待を受けた児童、保護者のない少年その他の児童福祉法による福祉のための措置又はこれに類する保護のための措置が必要と認められる少年（非行少年に該当する場合を除く。）をいう。

2 市教委単独事業

(1) ネットパトロールの実施

職員によるパトロールと併せて専門業者によるパトロールを実施した。問題発見数の多くを占めている個人情報の流布（自身の名前等を SNS 上に公開するなど）に関しては、学校等へ情報提供を行うほか、暴走行為など犯罪性のある情報については、県警察に通報するなどの対応を行った（図表 51）。

【図表 51】ネットパトロールによる問題発見数の推移

区分	平成 30 年度	平成 31 年度 (令和元年度)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
小学校	2 件	11 件	17 件	31 件	9 件
中学校	753 件	502 件	330 件	273 件	330 件
中等教育学校	0 件	0 件	1 件	11 件	13 件
高等学校	484 件	291 件	86 件	81 件	95 件
その他	1 件	1 件	2 件	17 件	6 件
計	1,240 件	805 件	436 件	413 件	453 件

(2) 少年非行対策セミナー

非行防止対策に関わりのある市民を対象に、非行からの立ち直り支援や、居場所づくりの重要性についてのセミナーを実施した。

開催日・場所：令和5年3月11日（土）（中区地域福祉センター）

テーマ：非行少年の理解と対応について

講師：広島少年鑑別所 地域非行防止調整官 林 秋成

参加者数：30人

第4 管理・執行状況に関する評価、課題及び対応方針

1 評価

令和4年の広島市域における非行少年の検挙・補導人数が406人で対前年比76人（23.0%）増加していることなどに伴い、「少年サポートセンターひろしま」における少年相談受案件数も増加しており、県警察と連携して相談内容に応じた支援につなげることができた。

また、居場所づくり（「少年サポートルーム」事業）では、1回当たりの参加人数は制限しつつも活動回数をコロナ禍以前の回数に増やしたことで、小中学校の児童生徒等、低年齢の子どもに対する支援を充実させることができた。

さらに、生徒指導上の課題を抱える学校への自立支援主任相談員等の派遣や、市教委職員等による街頭補導活動などにより、少年の非行防止に取り組むことができた。

ネットパトロールにより、児童生徒によるネット上の不適切な書き込みや投稿等の問題を早期に発見することで、速やかに県警察等の関係機関や学校と連携した対応ができた。

さらに、ネット上のトラブルを防止するための啓発資料を学校に送付することで、児童生徒の情報モラルに対する意識が向上したことにより、小・中学生のスマートフォン等の所持率は上がっている中でも、問題発見数は微増に留まっていると考えられる。

2 課題

広島市域において検挙・補導した非行少年のうち、中学生以下が占める割合は54.6%と半数以上を占めていることから、効果的な対策を推進する必要がある。

ネットパトロールについては、非公開となっているSNSが増加したことなどにより、ネット上の問題（個人情報情報の流布、生徒間トラブルなど）の発見は困難になりつつあるが、問題の拡大防止の観点から、引き続き早期発見に努める必要がある。

広島市域の暴走族は平成11年の27グループ272人をピークに減少しており、平成27年6月以降県警察が把握している暴走族はない。しかしながら、SNSなどにより参集し、小集団のグループを結成してゲリラ的な集団暴走行為を敢行している状況がある。

3 対応方針

引き続き、「少年サポートセンターひろしま」での少年相談を実施するとともに、県警察との連携による、居場所づくり（「少年サポートルーム」事業）において、立ち直り支援活動を推進する。

また、生徒指導上の課題を抱える中学校等へ自立支援主任相談員等を派遣することなどにより、少年の非行防止・自立支援に取り組む。

さらに、ネットパトロールにより、暴走族関係の情報収集も含め、ネット上の不適切な書き込みや投稿等の問題を早期に発見し、関係機関と連携して適切な対応を行う。

2 全ての子どもが健やかに育つための環境づくりに関する事務

(1) 多様で良質な切れ目のない支援に関すること

ア 放課後等の子どもの居場所の確保

第1 事務の目的・概要

子どもが放課後等に安全に安心して活動し、過ごせる居場所を確保するとともに児童の健全育成を図ることを目的に、次の取組を行う。

1 児童館の整備

児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、及び情操を豊かにすることを目的に、小学校区ごとに児童館を整備する。なお、児童館には、遊戯室や図書室などのほか、放課後児童クラブ事業のための専用室を設ける。

2 放課後児童クラブ事業

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ることを目的に、児童館のある学区では児童館内等で、児童館のない学区では小学校の余裕教室やプレハブ施設等を利用して、放課後児童クラブ事業を実施する。

3 放課後プレイスクール事業等

児童館未整備学区において、放課後等に小学校の余裕教室等を活用して、地域の大人の見守りにより安全・安心な遊び場を確保し、遊びを通じた体験活動や異年齢間の交流促進など、児童の健全育成を図ることを目的に、放課後プレイスクール事業を実施する。

また、地域との連携・協働による学習支援や様々な体験・交流活動など、児童の健全育成を図ることを目的に、放課後子供教室を実施する。

第2 課題等への対応方針

1 児童館の整備

余裕教室の活用や整備内容の見直しなどにより経費縮減に取り組むことにより整備ペースの向上を図る。また、児童館未整備学区においては、地域の実情を踏まえながら、児童館整備と放課後プレイスクール事業のいずれか適切な方法により、児童の放課後等の居場所の確保を進める。

2 放課後児童クラブ事業

令和4年5月1日時点で待機児童が生じた放課後児童クラブについては、早期に受入体制の確保に努める。また、令和5年度に向けた利用児童数の推計に基づき、クラス増設等による更なる受入枠の拡大に向けて取り組むことで、待機児童解消に努める。

加えて、指導員の確保のため、採用試験の実施に際して様々な手法による広報に努めるとともに、指導員の質の向上のため、研修の充実を図る。

また、サービス向上策のうち、長期休業中の昼食の提供等については、一部の放課後児童クラブで令和4年度に試行的に実施するとともに、施設面の改善については、洋式トイレへの改修を進める。

さらに、令和5年度からのサービス向上策の具体的な内容や利用料金等について、市のホームページや広報紙等を活用して、令和5年度の利用申込時期までに、保護者への周知を図る。

3 放課後プレイスクール事業等

放課後プレイスクール事業については、児童館未整備学区において安全・安心な遊び場を確保していく観点から、引き続き、新たな事業の担い手の掘り起こしに向けて、本市ホームページ等を活用し、地域住民等に制度や運営方法等を周知する。

また、放課後子供教室については、他学区への拡大に向けて、類似の取組を実施している地域団体等に対し、運営主体となるよう働きかけを行う。

第3 令和4年度における管理・執行状況

1 児童館の整備

4月に春日野児童館を開館した（図表52）。

また、令和5年度の石内児童館の開館に向けて建設工事を行ったほか、令和6年度の早稲田児童館の開館に向けて実施設計を行った。

【図表52】児童館数の推移（各年度末現在）

区 分	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度
児童館数	115館	117館	118館	119館	120館

加えて、竹屋児童館の建替工事を行い、10月に新たな児童館を開館した。

また、児童館未整備学区の解消に向けて、余裕教室等を活用した児童館整備について、小学校長と協議を行った。

2 放課後児童クラブ事業

令和4年度当初に359クラスの受入体制を整備していた（図表53）が、5月1日現在で、19学区において、利用申込者が受入定員（最大受入可能人数）を上回り、165人の待機児童（1年生～3年生：61人、4年生～6年生：104人）が生じた。

また、令和5年度に向けて、利用児童数推計をもとに、受入定員（最大受入可能人数）を上回る見込みの学区について、余裕教室の活用などを検討し、クラス増設に取り組んだ。

【図表53】放課後児童クラブ事業のクラス数の推移（各年度4月1日現在）

区 分	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度
放課後児童クラブ ク ラ ス 数	292クラス (民間40クラス含む)	307クラス (民間49クラス含む)	338クラス (民間62クラス含む)	353クラス (民間73クラス含む)	359クラス (民間77クラス含む)

また、指導員の確保のため、採用試験を7回実施し、その際には、市の広報紙や民間求人誌、カラー刷りのチラシ等により広く周知を図ったほか、退職予定の小学校教員に校長から採用募集の案内を行うなどの取組を行った。さらに、研修の実施（年28回開催）に際しては、指導員へのアンケート結果等も参考に内容を決めた。

サービス向上策のうち、おやつ及び長期休業中の昼食の配送については、令和5年度からの本格実施に向けて、一部の放課後児童クラブで試行的に実施し、保護者等に対してアンケートを行った。また、洋式トイレが1基しかない児童館（12館）について、和式トイレ1基を洋

式トイレに改修した。

さらに、サービス向上策の内容や負担軽減措置を含めた利用料金等について、市のホームページや市民と市政（10月15日号）などに掲載するとともに、チラシを作成し、11月に指導員から全ての利用児童の保護者に配付した。

3 放課後プレイスクール事業等

児童館未整備学区のうち5学区（井原、志屋、筒瀬、湯来東及び湯来西）については、地域団体により構成される運営委員会により放課後プレイスクールを実施し、登録児童（69人）に放課後や週末、長期休業日の安全・安心な遊び場を提供した（図表54）。

【図表54】放課後プレイスクール事業の実施学区数の推移（各年度末現在）

区 分	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度
放課後プレイスクール事業の実施学区数	6学区	6学区	5学区	5学区	5学区

残りの未整備学区については、本市ホームページに制度や運営方法等を掲載することなどにより、地域住民に対して本事業の周知に努めた。

また、放課後子供教室については、基町小学校区において、大学生等が支援員となり、47回開催し、登録児童（36人）に学習支援や交流活動を実施した。他学区への拡大に向けては、新型コロナウイルス感染症の影響により地域団体の活動が休止していたことから、制度の情報提供に留まった。

第4 管理・執行状況に関する評価、課題及び対応方針

1 児童館の整備

(1) 評価

児童館整備に向けた実施設計及び建設工事等については、予定どおり実施することができた。また、早稲田児童館の整備に向けては、学校の余裕教室を活用することにより建設費の縮減を図ることができた。

(2) 課題

児童館の整備は進んだものの、財政負担の平準化を図るため3年間に4館としている現在の整備ペースでは、整備完了までに長期間を要することになる。

(3) 対応方針

引き続き、余裕教室の活用や児童館諸室の共用化により経費縮減に取り組みながら整備ペースの向上を図る。また、児童館未整備学区においては、地域の実情を踏まえながら、児童館整備と放課後プレイスクール事業のいずれか適切な方法により、児童の放課後等の居場所の確保を進める。

2 放課後児童クラブ事業

(1) 評価

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和4年度も放課後児童クラブの利用控えによる利用申込者数の伸び率の鈍化傾向が続くものと見込んでいたが、社会経済活動が活発になってきたことなどにより、利用申込者数の伸びが見込みを上回る学区が生じた結果、待

機児童が令和3年度より125人増加した。なお、この待機児童のうち、小学1年生から3年生までの低学年61人については、各クラブの実情を踏まえながら、既存クラスの受入枠を増やすことなどにより、8月までに待機を解消することができた。

また、令和5年度に待機児童が生じる見込みの学区については、市直営で7クラス、民間放課後児童クラブへの補助により7クラスを増設することにより、受入枠を確保した。

指導員の確保に向けては、令和3年度より採用試験の応募者が増加し、採用者数を22人増加させることができた。また、指導員が求める内容を盛り込んだことにより、研修の充実を図ることができた。

おやつ及び長期休業中の昼食の配送については、試行実施後の保護者アンケート結果を踏まえ、本格実施に向けてサービス内容の改善を図ることができた。また、トイレの洋式化を進めたことにより、児童の生活環境の改善を図ることができた。

さらに、サービス向上策の内容や負担軽減措置を含めた利用料金等については、令和5年度の一次利用申込の時期（12月）までに、保護者に周知することができた。

(2) 課題

クラス増設を進めているが、社会経済状況の変化などにより、見込みを上回る利用申込みがあった場合、待機児童が生じる可能性がある。また、引き続き、指導員を確保するとともに、指導員の質の向上を図っていく必要がある。

令和5年度から予定しているサービス向上策及び利用者負担の導入を着実に実施していく必要がある。

(3) 対応方針

令和5年5月1日時点で待機児童が生じた放課後児童クラブについては、早期に受入体制の確保に努める。また、令和6年度に向けた利用児童数推計に基づき、クラス増設等による受入枠の拡大に向けて取り組むことで、待機児童解消に努める。

さらに、指導員の確保のため、採用試験に際して様々な手法による広報に努めるとともに、指導員の質の向上のため、研修の充実を図る。

サービス向上策については、第二土曜日の開所やおやつ及び長期休業中の昼食の配送など、予定していた方策を順次実施する。また、利用者負担の導入については、利用料金の徴収手続きを円滑に進める。

3 放課後プレイスクール事業等

(1) 評価

放課後プレイスクール事業により、児童館未整備学区の児童に安全・安心な遊び場や遊びを通じた体験活動などを提供することができた。

また、本市ホームページを活用し、本事業の制度等を広報したが、未実施学区において新たな担い手を確保することができなかった。

放課後子供教室については、基町小学校区において、児童への学習支援などを行うことができたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、他学区への拡大には至らなかった。

(2) 課題

放課後プレイスクール事業については、児童館整備済学区及び児童館整備着手済学区を除いた18学区のうち、実施している学区は5学区にとどまっていることから他の学区へ拡大していく必要がある。

また、放課後子供教室については、基町小学校区での成果を踏まえながら、他学区への取組の拡大を検討していく必要がある。

(3) 対応方針

放課後プレイスクール事業については、児童館未整備学区において安全・安心な遊び場を確保していく観点から、引き続き、新たな事業の担い手の掘り起こしに向けて、本市ホームページや学校運営協議会等を活用し、地域住民等に制度や運営方法等を周知する。

また、放課後子供教室については、引き続き、他学区への拡大に向けて、学校運営協議会等の協力を得ながら、類似の取組を実施している地域団体等に対し、運営主体となるよう働きかけを行う。

2 全ての子どもが健やかに育つための環境づくりに関する事務

(2) 社会的支援の必要性が高い子どもへの支援に関すること

ア 就学援助

第1 事務の目的・概要

就学援助制度は、教育の機会均等の精神に基づき、経済的理由によって就学に支障を来さないよう、小学校及び中学校の児童生徒の保護者に対し、学用品費等の必要な援助を行うことにより、全ての児童生徒が義務教育を円滑に受けられるようにするものである。

第2 課題等への対応方針

学校と連携しながら、お知らせやホームページ等により、制度の周知・広報に努める。

また、他都市の状況調査を継続して行うとともに国の動向を踏まえながら、支給費目の拡充等支援の充実について検討する。

第3 令和4年度における管理・執行状況

就学援助を必要とする児童生徒の保護者が漏れなく制度を利用できるよう、学校を通じて在籍者全員へお知らせ及び申請書を配付するとともに、本市ホームページへの掲載等により、広く制度の周知を図った。

また、国の新入学児童学用品費等の補助単価が引き上げられたことに伴い、本市においても小学校入学前に支給する新入学学用品費等の増額を行った。

【図表 55】 就学援助の認定者数等の推移

区 分		平成 30 年度	平成 31 年度 (令和元年度)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度 (見込み)
認定者数	市 立 (認定率)	25,796 人 (27.3%)	24,304 人 (25.8%)	23,429 人 (25.0%)	22,873 人 (24.5%)	20,833 人 (22.6%)
	国・県・私立	403 人	384 人	359 人	377 人	357 人
	計	26,119 人	24,688 人	23,788 人	23,250 人	21,190 人
経過措置(※)対象者数		—	—	—	—	823 人
支給額	市 立	20 億 5,477 万円	18 億 6,226 万円	16 億 9,081 万円	18 億 2,907 万円	17 億 5,334 万円
	国・県・私立	1,882 万円	1,835 万円	1,421 万円	1,507 万円	1,649 万円
	計	20 億 7,359 万円	18 億 8,061 万円	17 億 502 万円	18 億 4,414 万円	17 億 6,983 万円 (経過措置対象者含む)

※ 令和4年度からの見直し後の認定基準の適用により、令和3年度に就学援助を受けていた世帯が就学援助を受けられなくなることがあった場合には、見直し前の認定基準により認定を行い、段階的に就学援助費を減額して支給している。

第4 管理・執行状況に関する評価、課題及び対応方針

1 評価

学校と連携したお知らせの配布や、ホームページへの掲載等により、就学援助を必要とする児童生徒の保護者が漏れなく制度を利用できるよう、きめ細かな対応に努めた。

また、国の改定に合わせ、小学校入学前に新入学学用品費等を増額して支給することで、保護者の負担軽減を図ることができた。

2 課題

経済的理由により就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対し、漏れなく支援が行き届くよう、引き続き丁寧な制度の周知・広報に取り組む必要がある。

また、教育環境の変化等に的確に対応し、必要な支援を行えるよう、引き続き国の動向等を踏まえながら、支給費目の拡充等支援の充実について検討する必要がある。

3 対応方針

今後も学校と連携しながら、お知らせやホームページ等により、制度の周知・広報に努める。

また、他都市の状況調査を継続して行うとともに国の動向を踏まえながら、支給費目の拡充等支援の充実について検討する。

Ⅲ 学識経験者の意見

1 概要

令和5年8月7日（月）、次の教育に関し学識経験を有する者から、点検・評価の方法や内容等について意見を聴取した。

（学識経験者）

- ・ 滝沢 潤 広島大学大学院 人間社会科学研究科 准教授

2 聴取した意見

聴取した意見については各項目に反映させたもののほか、次のものがあつた。

(1) 総括的な意見

- ・ 政令指定都市が有する広範な教育行政権限に基づき、全体として総合的・体系的、効果的な教育行政の実施に努めていると評価できる。また、重点取組項目を設けることで市教育行政の現状や世界平和を希求する広島市にふさわしい事務が執行されている。
- ・ 学識経験者からの指摘を踏まえた事務等の改善が継続的に行われており、市教育行政の使命、責任を果たそうとする姿勢が明確である。
- ・ 全体的に、「第3 令和4年度における管理・執行状況」に関する根拠（エビデンス）の内容や提示の仕方等、これまでの学識経験者からの指摘を踏まえた記述内容の改善が随所に見られる。
- ・ 各事業の「第4 管理・執行状況に関する評価、課題及び対応方針」の対応方針において、事業の改善を図ることができた取組、方法については、他の事業の改善に生かせるよう、教育委員会内で共有を図り、ノウハウを蓄積し、人財育成（専門性向上）につなげていくことが望まれる。
- ・ 評価の客観的な根拠（エビデンス）に関しては、集計機能の活用により効率的な事業評価が可能となり、学校、保護者、市民とのコミュニケーションの活性化にも資することから、ウェブアンケートの積極的な活用が望まれる。
- ・ 好事例の配信など、教育委員会 LAN システムの活用が随所に見られる。システムの改善を進めつつ、教育、学習における ICT の充実とともに、研修や人財育成等への積極的な活用が望まれる。

(2) 重点取組項目等に関する意見

- ・ 「学力向上の推進」において、「全国学力・学習状況調査」における正答率 30%未満の児童生徒の割合は、取組を評価する上で重要な評価指標と考えられる。これに関して、「第4 管理・執行状況に関する評価、課題及び対応方針」では、児童生徒の主体性を重視した取組が効果的であるとされており、また、「全国学力・学習状況調査」の結果において児童生徒の主体性を重視し、それを促進する授業の効果が確認されていることから、特に「学力向上重点指定校」における児童生徒の主体性を重視した取組が期待される。さらに、小学校英語専科指導教員及び中学校英語指導助手（ALT）が全校配置となったことについては、他の授業改善の取組と合わせて今後の成果が期待される。

- ・ 「幼児教育の推進」において、市立幼稚園の統廃合については、「まちづくりの観点から、地域との協議を進める」とあり、重点取組項目である「地域とともにある学校づくりの推進」と関連付け、幼児期から児童生徒期までを見通した学校園の取組が期待される。
- ・ 「平和教育の推進」については、G7 サミットによって改めて被爆地である広島が世界的に注目されたことで、広島の平和教育に対する関心の高まりとともにその貢献が期待される。こうした観点から、これまで取り組んできた平和教育の理念・方針、工夫が重ねられてきた実践や指導法、蓄積されてきた教材や資料、教育課程経営や行政のノウハウなどについて、他の自治体等における平和教育の充実発展に活用されるような取組が期待される。
- ・ 「中山間地・島しょ部の小・中学校における特色ある教育の推進」の「多様な考え方、価値観の交流」において、他教科の学習や小中一貫教育校以外の学校との交流の必要性を指摘していることは非常に重要であり、ICT を積極的に活用した今後の展開、充実が望まれる。
- ・ 「学校施設の整備」については、予算の制約があるものの、外壁の剥落などは人命に関わる事故につながることから、緊急度の確認、優先順位付け等を行いつつ、予算確保と迅速な執行が期待される。
- ・ 「学校の情報教育環境整備」において、高速ネットワークの整備や家庭のインターネット環境に合わせた支援等、情報教育の環境整備は、今後の教育行政の重要な使命であり、積極的に取り組んでいることは評価できる。一方で、改善すべき課題も指摘されており ICT 環境の迅速な整備と積極的な活用が期待される。
- ・ 「いじめ・不登校等対策の推進」の「不登校児童生徒等の居場所づくり」において、学校で配付されたタブレット端末を使った自宅にいても授業に参加できるような取組等が、不登校児童生徒の状況に応じて実施されていることは、不登校児童生徒への支援の充実であり、評価できる。今後は、コロナ禍の影響を踏まえつつ、ICT の積極活用による多様かつ柔軟な対応などによって、不登校児童生徒数の増減のみにより取組を評価するのではなく、児童生徒一人一人に合った普通教育機会の確保・保障が期待される。
- ・ 「地域とともにある学校づくりの推進」において、学校運営協議会が全ての市立学校に設置され、その充実が図られている。一方、学校運営協議会などの学校参加制度に関する研究においては、参加者の属性（年齢、性別、社会階層）の偏りが指摘されている。全ての児童生徒、保護者、地域住民に開かれた協議会、地域協働活動となるような取組が期待される。
- ・ 「学校における働き方改革の推進」において、全体として、明確な指標（3つの達成目標）の設定と各種アンケート調査の結果に基づく事業評価が行われており、取組の確実な実施、充実によって3つの達成目標の着実な改善が見られる。一方で、図表 37(58 頁)において、授業準備（約 64%）が勤務時間外の在在の要因として最も高い割合となっていることから、働き方改革の重要な目標の一つと考えられる「授業準備時間の勤務時間内確保」を重視した取組の充実が求められる。
- ・ 「放課後等の子どもの居場所の確保」において、条件整備が進められ、その充実が着実に図られていることは評価できる。今後はさまざまな居場所の質の向上への取組が期待される。

(参考) 1 教育委員会の活動状況

(1) 教育委員会議の開催状況

広島市教育委員会の会議（教育委員会議）は、毎月1回の定例会のほか、必要がある場合には臨時会を開催し、教育委員会の決裁を要する案件（議案）について審議を行うとともに、重要事項について事務局から報告等を受けている。

令和4年度の教育委員会議の開催状況は、次のとおりである（図表56）。

【図表56】教育委員会議の開催状況

回	開催日	出席委員数	傍聴者数	議 題
1	令和4年 4月13日	人 5	人 1	1 今後の市立幼稚園のあり方について（報告） 2 「10 オフ運動」の令和3年度取組結果及び令和4年度取組概要について（報告） 3 広島市におけるいじめ防止対策等の主な取組について（報告）
2	5月25日	5	2	1 令和4年広島市成人祭の開催結果について（報告） 2 沼田高等学校体育コースの改編について（報告） 3 令和5年度使用広島市立小・中学校特別支援学級及び特別支援学校（小・中学部）用教科用図書採択の基本方針について（議案第17号） 4 訴訟について (1) 訴訟について（報告） (2) 訴訟について（報告） 5 市長が作成する議会の議案に対する意見の申出について (1) 令和4年度6月補正予算議案に対する意見の申出について（代決報告第6号）
3	6月22日	5	0	1 広島市立学校児童生徒数等（令和4年5月1日現在）について（報告） 2 令和4年度放課後児童クラブの利用申込状況等について（報告） 3 令和5年度広島市立広島中等教育学校入学者選抜の基本方針について（議案第18号） 4 令和5年度広島市立広島特別支援学校高等部入学者選考の基本方針について（議案第19号） 5 広島市いじめ防止対策推進審議会委員の任命について（議案第20号） 6 広島市文化財審議会委員の委嘱について（議案第21号）
4	7月27日	5	0	1 市長が作成する議会の議案に対する意見の申出について (1) 令和4年度7月補正予算議案に対する申出について（代決報告第7号） 2 広島市教育委員会行政手続等における情報通

回	開催日	出席委員数	傍聴者数	議 題
				<p>信の技術の利用に関する規則の一部改正について（議案第 22 号）</p> <p>3 教職員の人事について</p> <p>(1) 教職員の人事について（代決報告第 8 号）</p> <p>(2) 教職員の人事について（議案第 23 号）</p> <p>(3) 教職員の人事について（議案第 24 号）</p>
5	8 月 24 日	5	1	<p>1 選択制のデリバリー方式の解消に向けた食缶による給食提供の開始について（報告）</p> <p>2 令和 5 年度広島市立幼稚園の募集定員について（報告）</p> <p>3 令和 5 年度広島市立高等学校及び中等教育学校の入学定員について（報告）</p> <p>4 市長が作成する議会の議案に対する意見の申出について</p> <p>(1) 財産の取得議案に対する意見の申出について（代決報告第 9 号）</p> <p>5 令和 4 年度広島市教育委員会事務点検・評価報告書について（議案第 25 号）</p>
6	8 月 26 日	3	1	<p>1 令和 5 年度使用広島市立高等学校・中等教育学校（後期課程）用教科用図書採択について（議案第 26 号）</p> <p>2 令和 5 年度使用広島市立広島特別支援学校及び広島市立小・中学校（特別支援学級）用教科用図書の採択について（議案第 27 号）</p>
7	9 月 8 日	5	0	<p>1 市長が作成する議会の議案に対する意見の申出について</p> <p>(1) 令和 4 年度 9 月補正予算議案に対する意見の申出について（代決報告第 10 号）</p> <p>2 広島市スポーツ推進審議会委員の任命案に対する意見について（議案第 28 号）</p> <p>3 広島市立図書館協議会委員の任命について（議案第 29 号）</p> <p>4 広島市公民館運営審議会委員の委嘱について（議案第 30 号）</p>
8	9 月 14 日	4	0	<p>1 教職員の人事について（議案第 31 号）</p>
9	10 月 26 日	5	0	<p>1 令和 4 年度全国学力・学習状況調査の結果について（報告）</p>
10	11 月 11 日	5	1	<p>1 「青少年からのメッセージ」の募集結果について（報告）</p> <p>2 令和 3 年度不登校・暴力行為・いじめの状況について（報告）</p> <p>3 博物館に相当する施設の指定について（議案第 32 号）</p> <p>4 広島市似島臨海少年自然の家の再整備に伴う施設の廃止について（議案第 33 号）</p> <p>5 教職員の人事について（議案第 34 号）</p>

回	開催日	出席委員数	傍聴者数	議 題
11	12月26日	4	0	1 広島市立図書館再整備方針の策定について(報告) 2 食缶による給食提供に関するアンケート調査結果(概要)について(報告) 3 市長が作成する議会の議案に対する意見の申出について (1) 広島市似島歓迎交流センター条例の制定議案(広島市少年自然の家条例の一部改正に係る部分に限る。)に対する意見の申出について(代決報告第11号) (2) 令和4年度12月補正予算議案に対する意見の申出について(代決報告第12号) 4 校長及び教員としての資質の向上に関する指標の変更について(議案第35号) 5 訴訟について(報告)
12	令和5年 1月30日	5	1	1 広島市立中央図書館等再整備基本計画の策定について(報告) 2 青少年センターの機能確保に向けた今後の方向性について(報告) 3 令和5年広島市二十歳を祝うつどいの開催結果について(報告) 4 市長が作成する議会の議案に対する意見の申出について (1) 広島市附属機関設置条例の一部改正に係る議案(広島市公共施設整備等事業者選定審議会の設置目的の一部改正に係る部分に限る。)に対する意見の申出について(代決報告第1号) (2) 広島市学校給食センター条例の一部改正に係る議案に対する意見の申出について(代決報告第2号) (3) 令和4年度2月補正予算議案に対する意見の申出について(代決報告第3号) (4) 令和5年度当初予算議案に対する意見の申出について(代決報告第4号) (5) 契約の締結議案に対する意見の申出について(代決報告第5号) 5 広島市社会教育委員の委嘱について(議案第1号) 6 教職員の人事について (1) 教職員の人事について(議案第2号) (2) 教職員の人事について(議案第3号) 7 事務局職員の人事について(議案第4号)
13	2月8日	5	0	1 平和教育プログラムの改訂について(報告) 2 事務局職員の人事について(議案第5号) 3 教職員の人事について(議案第6号)

回	開催日	出席委員数	傍聴者数	議 題
14	3月9日	5	2	1 教職員の人事について (1) 教職員の人事について (議案第7号) (2) 教職員の人事について (議案第8号) 2 小中学校プールの今後の方向性について (報告) 3 青少年交流事業の開催結果について (報告)
15	3月17日	4	0	1 事務局職員等の人事について (議案第9号)
16	3月28日	5	3	1 令和5年度広島市立学校教職員人事異動の概要について (報告) 2 令和4年度「広島市児童生徒の体力・運動能力調査」の結果について (報告) 3 令和5年度広島市教員研修計画について (報告) 4 広島市教育委員会規則の一部改正等について (1) 広島市教育委員会会議規則の一部改正について (議案第10号) (2) 広島市少年自然の家条例施行規則の一部改正について (議案第11号) (3) 広島市教育委員会が保有する保有個人情報の開示等に関する規則の制定について (議案第12号) (4) 広島市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正について (議案第13号) (5) 広島市教育委員会の職名に関する規則の一部改正について (議案第14号) (6) 広島市教育委員会職員安全衛生管理規則の一部改正について (議案第15号) (7) 広島市立学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部改正について (議案第16号) (8) 博物館の登録に関する規則の全部改正について (議案第17号) 5 広島市教育委員会の権限に属する事務の一部の補助執行について (議案第18号) 6 市長の権限に属する事務の一部の補助執行について (議案第19号) 7 広島市文化財審議会委員の委嘱について (議案第20号)
開催回数 16回		計 (延べ) 75人	計 (延べ) 12人	議案 : 39件、代決報告 : 12件、報告 : 27件、 審議事項 合計 78件

(注) 「代決報告」…… 緊急やむを得ないものとして教育長が行った代決案件についての報告。

(2) その他の主な活動

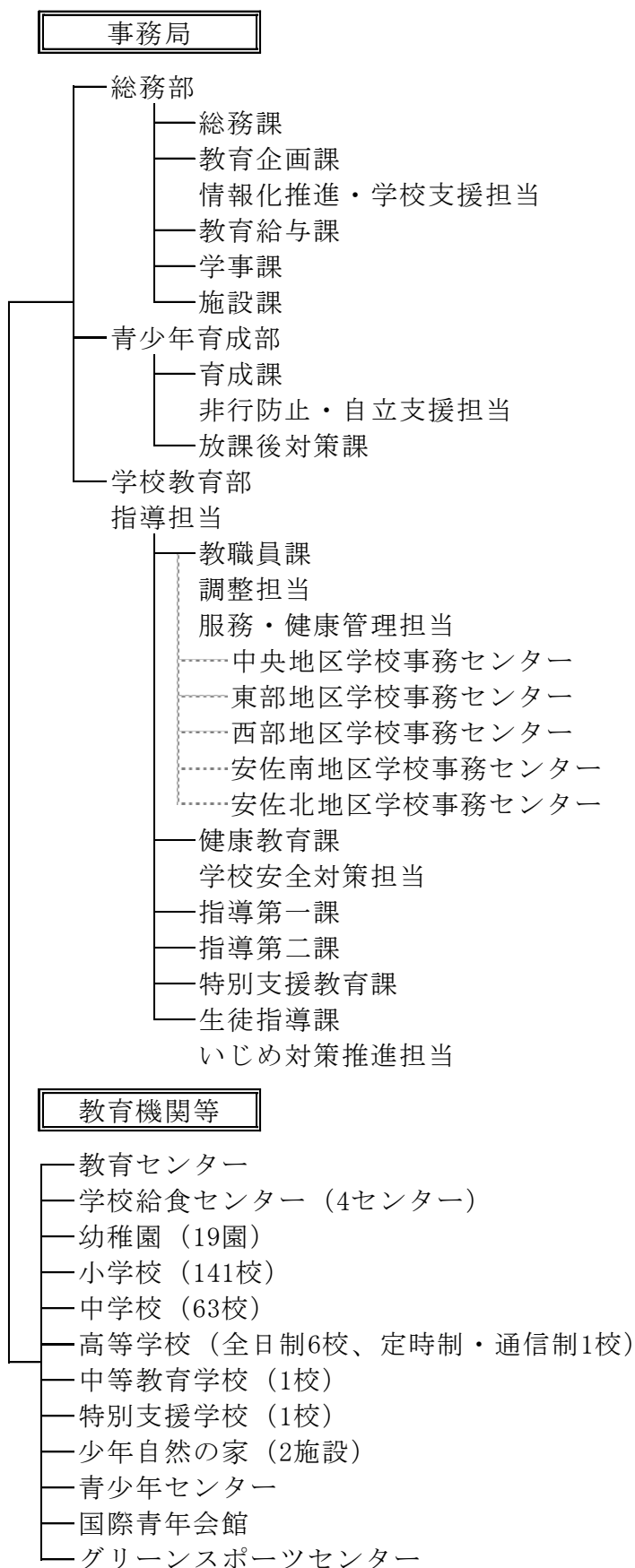
教育委員は、教育委員会議に出席するほか、適宜、各種会議への出席等も行っており、その主なものは、次のとおりである（図表 57）。

なお、令和 4 年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、入園式・入学式への出席は見合わせた。

【図表 57】教育委員の主な活動状況（教育委員会議を除く。）

時 期	区 分	概 要
令和 4 年 7 月	広島県女性教育委員グループ総会及び第 1 回研修会への参加	県内の女性教育委員による研修会に参加し、意見交換を行った。(1 人)
	市議会文教委員会初会合への出席	市議会文教委員会初会合に出席した。(5 人)
10 月	広島県女性教育委員グループ第 2 回研修会への参加	県内の女性教育委員による研修会に参加し、意見交換を行った。(1 人)
11 月	広島市総合教育会議	市長と教育委員会が、学校における働き方改革の推進について意見交換を行った。(4 人)
令和 5 年 2 月	広島県市町教育委員会教育委員研修会への参加	県内の教育委員が参加する研修会に参加し、意見交換を行った。(4 人)
	学校訪問	舟入高等学校を訪問し、主に開発途上国を中心とした国々の高校生等と、「環境」「戦争と平和」「文化」などについて、英語でのオンラインディスカッションを行う様子などを視察した。(4 人)
3 月	卒園式・卒業式への出席	幼稚園 2 園の卒園式、小学校 3 校、中学校 2 校及び高等学校 3 校の卒業式にそれぞれ出席した。(延べ 12 人)

(参考) 2 教育委員会事務局・教育機関等組織図 (令和4年4月1日現在)



(参考) 3 広島市立学校の児童生徒数等

【図表 58】 広島市立学校の幼児児童生徒数及び学校数 (令和 4 年 5 月 1 日現在)

校種		幼児児童生徒数	学校数
幼稚園		450 人	19 園
小学校		63,396 人	141 校
中学校		28,482 人	63 校
高等学校	全日制	4,995 人	6 校
	定時制	760 人	1 校
	通信制	1,008 人	
	小計	6,763 人	7 校
中等教育学校		693 人	1 校
特別支援学校	小学部	187 人	1 校
	中学部	99 人	
	高等部	269 人	
	小計	555 人	
計		100,339 人	232 園・校

(参考) 4 図表一覧

ページ

【図表 1】 アドバイザー派遣回数推移	3
【図表 2】 令和4年度のアドバイザーの施設別派遣回数	3
【図表 3】 令和4年度のアドバイザーによる支援内容	3
【図表 4】 令和4年度全国学力・学習状況調査における各教科の平均正答率	7
【図表 5】 全国学力・学習状況調査における正答率30%未満の児童生徒の割合	7
【図表 6】 令和4年度「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」実技調査の結果	12
【図表 7】 令和4年度「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」のうち体力合計点と関連を示した質問紙項目の結果	12
【図表 8】 被爆体験を聴く会等の実施状況	15
【図表 9】 こどもピースサミット「平和の歌声・意見発表会」作文応募者数及び参加者数	15
【図表 10】 平和メッセージ応募校数及び応募点数（中学校及び広島中等教育学校）	15
【図表 11】 特別支援学級指導員の人数の推移	19
【図表 12】 学習サポーター・特別支援教育アシスタント活用人数の推移	19
【図表 13】 通級による指導を受けている児童生徒数の推移	20
【図表 14】 巡回相談指導の実施状況の推移	20
【図表 15】 医療的ケアが必要な児童生徒数の推移	21
【図表 16】 日本語指導協力者の訪問を受けた学校数と児童生徒数、訪問回数の推移	28
【図表 17】 教育相談員の訪問を受けた学校数と訪問回数の推移	29
【図表 18】 学校施設の校舎のトイレ様式化実績の推移	31
【図表 19】 学校からの要望等により実施した施設の維持管理に係る改修工事等の実績の推移	31
【図表 20】 スクールカウンセラーの活動時間数の推移	41
【図表 21】 スクールカウンセラーが支援を行った相談件数の推移	41
【図表 22】 スクールソーシャルワーカー等の配置人数の推移	41
【図表 23】 スクールソーシャルワーカーが支援を行ったケース数の推移	41
【図表 24】 「ふれあい教室」の通室児童生徒数の推移	41
【図表 25】 「ふれあいひろば」支援児童生徒数の推移	42
【図表 26】 いじめの認知件数の推移	42
【図表 27】 不登校児童生徒数の推移	43
【図表 28】 暴力行為の発生件数の推移	43
【図表 29】 学校運営協議会の設置校数の推移	47
【図表 30】 令和4年度校種別テーマ実施状況	48
【図表 31】 まちぐるみ「教育の絆」プロジェクト実施校数の推移	48
【図表 32】 防犯ブザー所持率の推移	51
【図表 33】 見守り活動者数の推移	52
【図表 34】 プランに掲げる達成目標	55
【図表 35】 プランの達成目標の実績の推移	56
【図表 36】 令和4年度に達成できなかった目標の校種別、職位別の実績	57
【図表 37】 教職員アンケート調査結果	58
【図表 38】 職場体験学習及びひろしまキャリア教育応援団からの講師派遣による職業講話実施校等（中学校）	59
【図表 39】 インターンシップ参加者数（高等学校）	60
【図表 40】 電子メディアに関する講習会の参加人数及び開催回数の推移	62
【図表 41】 電子メディア・インストラクター新規認定者数の推移	63
【図表 42】 SNS教育セミナー参加人数の推移	63
【図表 43】 電子メディア啓発動画コンテスト応募作品数の推移	63
【図表 44】 家庭でルールを決めている児童生徒の割合の推移	63
【図表 45】 夜9時以降は送信しない、遅くとも10時までには使用をやめる児童生徒の割合の推移	64
【図表 46】 一日平均8時間以上睡眠をとった生徒の割合の推移	64
【図表 47】 電子メディア・インストラクターのうち講習会の講師として活動した人数の推移	65
【図表 48】 少年相談受理件数の推移	67
【図表 49】 「少年サポートルーム」の開催状況の推移	67
【図表 50】 自立支援主任相談員等の派遣状況の推移	68
【図表 51】 ネットパトロールによる問題発見数の推移	68
【図表 52】 児童館数の推移（各年度末現在）	71
【図表 53】 放課後児童クラブ事業のクラス数の推移（各年度4月1日現在）	71

【図表 54】 放課後プレイスクール事業の実施学区数の推移（各年度末現在）	72
【図表 55】 就学援助の認定者数等の推移	75
【図表 56】 教育委員会議の開催状況	79
【図表 57】 教育委員の主な活動状況（教育委員会議を除く。）	83
【図表 58】 広島市立学校の幼児児童生徒数及び学校数（令和4年5月1日現在）	85

登録番号	広X1-2023-230
名称	広島市教育委員会事務点検・評価報告書
主管課 所在地	広島市教育委員会事務局総務部総務課 広島市中区国泰寺町一丁目4番21号 (〒730-8586) TEL : 504-2463
発行年月	令和5年9月